

経済財政運営と改革の基本方針 2018について

（ 平成 30 年 6 月 15 日
閣 議 決 定 ）

経済財政運営と改革の基本方針 2018 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2018
～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～

平成 30 年 6 月 15 日

経済財政運営と改革の基本方針 2018 (目次)

第1章 現下の日本経済————— 1

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

(1) 日本経済の現状と課題

- ① 経済財政の現状
- ② 今後の課題

(2) 対応の方向性

- ① 潜在成長率の引上げ
- ② 消費税率引上げと需要変動の平準化
- ③ 経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント
- ④ 地方創生、地域活性化の推進

2. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

- ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
- ② 原子力災害からの福島の復興・再生

(2) 熊本地震と自然災害からの復興

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組————— 8

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

- ① 幼児教育の無償化
- ② 高等教育の無償化
- ③ 大学改革
- ④ リカレント教育

(2) 多様な人材の活躍

- ① 女性活躍の推進
- ② 高齢者雇用の促進
- ③ 障害者雇用の促進

2. 生産性革命の実現と拡大

- (1) 基本的考え方
- (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」
- (3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フランク・シップ・プロジェクト」
- (4) 経済構造革新への基盤づくり
- (5) イノベーション・エコシステムの早期確立
- (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

3. 働き方改革の推進

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 同一労働同一賃金の実現
- (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
- (4) 最低賃金の引上げ等

4. 新たな外国人材の受入れ

- (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
- (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
- (3) 外国人の受入れ環境の整備

5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 投資とイノベーションの促進
 - ① 科学技術・イノベーションの推進
 - ② 教育の質の向上等
 - ③ 成長力を強化する公的投資への重点化
- (3) 経済連携の推進
 - ① 新たな経済秩序の拡大
 - ② 海外展開の促進
- (4) 分野別の対応
 - ① 農林水産新時代の構築
 - ② 観光立国実現
 - ③ 文化芸術立国実現
 - ④ スポーツ立国実現
 - ⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組
 - ⑥ 既存住宅市場の活性化
 - ⑦ 宇宙開発利用の推進

6. 地方創生の推進

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくる
- (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3) まちづくりとまちの活性化
- (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5) これから時代にふさわしい国土の均衡ある発展
- (6) 沖縄の振興

7. 安全で安心な暮らしの実現

- (1) 外交・安全保障の強化
 - ① 外交
 - ② 安全保障
- (2) 資源・エネルギー、環境対策
 - ① 資源・エネルギー
 - ② 環境対策
- (3) 防災・減災と国土強靭化の推進
- (4)暮らしの安全・安心
 - ① 治安・司法
 - ② 危機管理
 - ③ 共助社会・共生社会づくり
 - ④ 国民皆保険
 - ⑤ 消費者の安全・安心
- (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

第3章 「経済・財政一体改革」の推進 ----- 48

1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

- (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- (2) 軽減税率制度の実施
- (3) 駆け込み・反動減の平準化策
- (4) 耐久消費財対策

3. 新経済・財政再生計画の策定

- (1) 基本的考え方
- (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

- (1) 社会保障
- (2) 社会資本整備等
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方 ----- 72

第1章 現下の日本経済

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

(1) 日本経済の現状と課題

① 経済財政の現状

5年間に及ぶアベノミクスの推進により、日本経済は大きく改善している。デフレではない状況を作り出す中で、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大した。政権交代以降、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、今回の回復の長さは戦後2番目となっている可能性が高い。

こうした中、成長から分配への経済の好循環は着実に回りつつある。企業収益は過去最高を記録し、設備投資は、リーマンショック前の水準を超えて拡大しており、製造業、非製造業ともに増加している。企業部門の改善は、家計部門に広がり、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している。有効求人倍率は、1970年代前半以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下している。労働参加率は女性や高齢者を中心に上昇し、人口減少下にあっても、就業者数は5年で251万人増加した。一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで強まっている。

賃金は、春季労使交渉では、中小企業を含め、定期昇給を含む月例ベースで2%程度の高い上昇が続いている。多くの企業で5年連続のベースアップが行われ、2018年についてはその額も大半で前年を上回っているほか、賞与・一時金も前年を大きく上回る水準となっており、年収ベースで3%以上の積極的な賃上げが行われている。雇用・所得環境の改善が続く中で、GDPの約6割を占める個人消費の伸びは、2017年度には3年連続のプラスとなり、力強さには欠けるものの、持ち直しが続いている。

景気回復が長期にわたり続いていることにより、日本経済は、デフレ脱却への道筋を確実に進んでいる。リーマンショック以降マイナス基調が続いていた需給ギャップは縮小し、2017年に入ってプラス基調に転じている。傾向として、内外需要の増加により現実のGDPが経済の供給力（潜在GDP）を上回って推移する状態にあるとみられる。この中で、消費者物価上昇率は、足元ではエネルギー価格の上昇等の影響があるものの、幅広い品目で上昇し、基調として緩やかに上昇している。日本銀行は、2%の物価安定目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを目指している。

財政面では、国・地方の歳入は、2014年4月の消費税率の5%から8%への引上げや景気回復の継続に伴い増加する一方、歳出は、2016年度から2018年度の集中改革期間における一般歳出等の目安に沿った予算編成が行われ、国・地方の基礎的財政収支（プライマリー・バランス。以下「PB」という。）は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.9%と赤字幅が縮小する見込みとなっている。しかしながら、経済・財政再生計

画（以下「再生計画」という。）¹策定当初の見込みと比べると、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったことや、消費税率の8%から10%への引上げの延期、補正予算の影響により、PBの改善は遅れ²、さらに、「新しい経済政策パッケージ」³において、人づくり革命の安定的財源を確保するために、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。これらの要因等により、2020年度のPB黒字化目標の達成は困難となった。また、債務残高対GDP比は、2012年度末の179.2%から2018年度末には187.8%へと緩やかに上昇する見込みである。

中長期的な視野に立つと、人口減少・少子高齢化は、経済再生と財政健全化の両面での制約要因となり続ける。2024年には歴史上初めて50歳以上の人口が5割を超えることになる⁴。その後も、若年人口や生産年齢人口が急速に減少していく一方、高齢者人口は2040年頃のピークに向け増加を続け、75歳以上の後期高齢者の総人口に対する比率は2030年頃には2割に近づく。この中で、女性や高齢者の労働参加が進んだ場合でも、2030年までに就業者数は減少に転じている可能性が高い。このような、人口減少の加速化、平均寿命の延伸、高齢者像の変化など様々な経済社会の変化を踏まえ、年齢による画一的な考え方やそれに基づく制度を見直す必要がある。その際、人生100年時代の到来を見据え、個人や企業の役割、社会保障教育、住宅政策や労働政策、さらにはマイナンバー制度の利活用やテクノロジーの飛躍的発展との関係を踏まえた幅広い視点に立った議論が求められる。

② 今後の課題

需給ギャップが縮小しプラス基調に転じている一方で、潜在成長率は、労働力人口の高まり等により改善しているものの、労働生産性の伸びが傾向的に低下してきたことから足元で1%程度にとどまっているとみられ、その引上げが持続的な経済成長の実現に向けた最重要課題となっている。需給ギャップの縮小は、人手不足感の高まりという形に表れ、中堅企業・中小企業・小規模事業者において特に強まっている。少子高齢化が中長期的に経済成長を制約する要因となる中で、人手不足に対処しつつ、この制約を克服し、持続的な成長経路を実現していくためには、質・量の両面での人材の確保とともに、イノベーション力の強化など生産性の向上により経済のサプライサイドを強化し、潜在成長率を高めていくことが急務である。

また、経済の好循環の拡大に向けては、生産性の向上を、分配面においても力強く継続的な賃金上昇、所得の拡大につなげ、デフレ脱却を確実なものとする必要がある。加えて、成長の果実を都市から地方、大企業から中小企業へ波及させるとともに、多様な働き方の下で、若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、誰しもが活躍できる社会を実現することが不可欠である。

¹ 「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」（平成27年6月30日閣議決定）第3章

² 「経済・財政一体改革の中間評価」（平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会）より。

³ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」における出生中位・死亡中位推計より。

少子高齢化は、経済面で成長の制約要因であるとともに、財政面においては、若年人口の減少による医療費等の減少という側面がある一方で、社会保障の支え手の減少や、高齢者の医療・介護費による歳出増加圧力を通じて財政健全化の足かせとなる。特に若年層に強い社会保障に対する将来不安や、社会保険料の負担増、教育費用など子育て負担は、現役世代の消費意欲を抑制し、個人消費の回復が力強さを欠く要因にもなっている。全世代型社会保障を確立し、その持続性を確保する観点から、歳出改革の加速・拡大を図るとともに、2019年10月に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実施し、少子化対策や年金、医療、介護に対する安定的な財源を確保することが課題である。

財政健全化に向けては、これまでの目標である2020年度のPB黒字化の達成が困難となつたが、PB黒字化を目指すという目標を堅持し、この「経済財政運営と改革の基本方針2018」において、その達成時期を明示するとともに、裏付けとなる新たな計画を提示し、これを実行に移していくことが必要である。

(2) 対応の方向性

① 潜在成長率の引上げ

少子高齢化の進行、人手不足の高まりの中で、潜在成長率を引き上げ、経済成長の壁を打ち破っていくためには、サプライサイドを抜本強化するための改革が何よりも重要である。労働力の面においては、女性が子育てをしながら働く環境や高齢者が意欲をもって働く環境を整備することにより、更なる労働参加の促進を図り、これを所得の向上、消費の拡大につなげるとともに、専門的・技術的分野における外国人材の受入れを進める。また、人生の多段階における人材投資の機会を確保・強化することにより、高い価値を生む多様な人材を確保し、少子高齢化による成長制約要因を緩和していくことが必要である。

加えて、一人ひとりが生み出す付加価値を引き上げていく観点から、AI（人間で言えば脳に相当）、センサー（人間の目に相当）、IOT（人間の神経系に相当）、ロボット（人間の筋肉に相当）といった第4次産業革命による技術革新について中小企業を含む広範な生産現場への浸透を図るなど企業の前向きな設備投資を引き出す取組が必要である。そして、新陳代謝を含め資源の柔軟な移動を促し、従来の発想にとらわれない非連続的なイノベーションを生み出す環境を整備することにより労働生産性を引き上げる取組が不可欠である。

あわせて、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会前後の需要変動を乗り越え、インバウンドを継続的に拡大させ、成長力あふれるアジアの中間層を取り込むなど、中長期的に持続的な成長基盤を構築していく観点から、「Society 5.0」の社会実装を含む波及効果の大きい投資プロジェクトを計画的に実施していくことが重要である。成長戦略については、思い切った強化に向けた議論を本格化する。

② 消費税率引上げと需要変動の平準化

今後の財政健全化の道筋を展望すれば、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定財源を確保するとともに、現役世代の不安等に対応し、個人消費の拡大を通じて経済活性化につなげるためには、2019年10月1日に予定されている消費税率の8%から10%への引上げを実現する必要がある。

前回の2014年4月の消費税率引上げの際には、消費税率引上げに伴い物価上昇率が大きく高まり、耐久財を中心に個人消費が税率引上げ直前の2014年1~3月期に前期比2%増加した後、引上げ直後の同年4~6月期には4.7%減少するなど駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなった。加えて、企業においては、税率引上げ前後で設備稼働率が大きく変動するなど資源の利用に非効率性が生じた。

これに対し、ドイツや英国といった欧州諸国においては、付加価値税率の引上げ前後の景気変動が小さく抑えられている。前回の消費税率引上げ時の経験や欧州の事例にも学びつつ、2019年10月1日における消費税率の引上げに向けては、消費税率引上げによる駆け込み需要・反動減といった経済の振れをコントロールし、需要変動の平準化、ひいては景気変動の安定化に万全を期す。

③ 経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、財政健全化を、着実かつ景気を腰折れさせることがないようなペースと機動性をもって行う。少子高齢化の進展や現役世代の減少などの人口構造の変動を踏まえれば、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。こうした観点から、新たな財政健全化目標として、経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指すこととする。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。2025年度P B黒字化に向けては、団塊世代が75歳に入り始める2022年度の前までの2019年度から2021年度を、社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うこととする。同期間に編成される予算については、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みを示し、社会保障関係費などの歳出について、これに沿った予算編成を行う。

新たな財政健全化目標の達成のため、2025年度までを計画の対象期間とする、新たな経済・財政再生計画を本基本方針の第3章⁵に明記し、これを確実に実行していく。

④ 地方創生、地域活性化の推進

アベノミクスの成果を全国津々浦々まで一層浸透させ、地域においても成長と分配の好循環を実感できるよう取り組む。

⁵ 本基本方針の第3章を新経済・財政再生計画（以下「新計画」という。）とする。

東京一極集中の傾向は依然として継続している。地方への新しいひとの流れをつくるために、個々人の「人生の再設計」とも合わせ、U・I・Jターンなど様々なライフステージに応じた移住や交流を推進する。

人口減少の中、広域的な経済圏を念頭に置きながら、地域の連携を深め、広域レベルで政策を推進する必要がある。

第4次産業革命の技術革新により、これまでの地方の地理的制約等を解消するとともに、地域が持つ魅力を最大限引き出し、自助の精神を持って取り組む地方を強力に支援する。

これらの政府の取組についての国民の理解や世界への発信強化のため、内閣の基本方針について一層の理解を得るよう、内外広報を積極的かつ効果的に展開する。

2. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

東北の復興なくして、日本の再生なし。震災から7年以上が経ち、これまでの取組の結果、生産設備はほぼ復旧、生活に密着したインフラの復旧も概ね完了し、住宅の再建も2018年度中に概ね終える見込みとなるなど、復興は着実に進展している。原発事故によって大きな被害を受けた福島の被災地域では、帰還困難区域を除く大半の地域で避難指示が解除され、帰還困難区域でも特定復興再生拠点⁶の整備が始まるなど、復興・再生に向けた動きが進んでいる。

復興期間10年間の後期5か年である「復興・創生期間」が後半に入る中、内閣の最重要課題として東日本大震災からの復興・再生に引き続き取り組むとともに、その進捗状況を踏まえ、2018年度中を目途に「復興・創生期間」における基本方針⁷の見直しを行う。

①切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

復興期間の「総仕上げ」に向け、復興の進展に応じて生じる課題に的確に対応していく。被災者の心身のケアやコミュニティ形成支援などの「心の復興」に重点的に取り組むなど、生活再建のステージに応じた切れ目ない支援を行う。交通・物流網の整備を着実に進め、水産加工業の販路開拓、企業の新規立地などへの支援を通じて産業・生業の再生を進める。観光については、東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊とすることを目指した取組を進めるとともに、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

復興期間10年間の復興事業費の見込みとして合計で32兆円程度を確保⁸しているが

⁶ 帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す区域。

⁷ 「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成28年3月11日閣議決定）

⁸ 「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成27年6月30日閣議決定）

引き続き、各年度の事業規模の適切な管理、効率的かつ適正な執行を通じ、この復興事業費により確実に復興を進める。

② 原子力災害からの福島の復興・再生

原子力災害被災地域の復興・再生に向けて、改正福島復興再生特別措置法等⁹に基づき、着実に取組を進める。

その大前提である廃炉・汚染水対策及び中長期的な廃炉に向け、研究開発や人材育成を着実に進めるとともに、国内外の**叡智**を結集し、国が前面に立って安全かつ着実に取り組む。中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入、放射性物質汚染廃棄物の処理、除去土壤等の減容・再生利用に向けて、政府一体となって取組の加速化を図る。

福島の復興・再生を加速させるため、教育、医療・介護、買い物などの生活環境の整備を一層推進する。浜通り地域の広域的かつ自立的な経済復興に向けて、ロボット・廃炉・エネルギー・農林水産業など、福島イノベーション・コスト構想の重点分野に係る各種拠点の整備、企業誘致を通じた産業集積、人材育成の加速化等を関係府省庁が連携して着実に推進していく。福島相双復興官民合同チームを通じた被災事業者の事業・なりわい再建等への支援や、農業者への営農再開支援、農林水産物の生産から流通・販売に至るまでの風評の払拭の総合的な支援など、産業・生業の再生を進める。科学的根拠に基づかない風評被害やいじめなどいわれのない偏見・差別の問題に対して、風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略に基づき、放射線に関する正確な情報等を効果的に発信する。県・市町村・民間とよく連携し、中長期・広域の視点で策定された「福島 12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」¹⁰の個別具体化・実現に向けて取り組む。福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とするため、「福島新エネ社会構想」¹¹を推進する。

帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てについて避難指示を解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、放射線量をはじめ多くの課題があることも踏まえ、まずは特定復興再生拠点について、各町村の認定計画に定められた避難指示解除の目標時期を目指して、除染やインフラ整備等を進める。

福島の復興・再生は中長期的対応が必要であることから、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。

（2）熊本地震と自然災害からの復興

⁹ 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律」（平成 29年法律第 32号）及び法改正等を踏まえ改定された「福島復興再生基本方針」（平成 29年6月 30日閣議決定）

¹⁰ 「福島 12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」（平成 27年7月 30日福島 12市町村の将来像に関する有識者検討会取りまとめ）。12市町村とは、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯詫村。

¹¹ 「福島新エネ社会構想」（平成 28年9月 7日福島新エネ社会構想実現会議決定）

平成28年熊本地震¹²の被災地では、復旧・復興や地域産業の再生が着実に進展しているが、被災者の生活再建を早期に実現するため、災害公営住宅の整備や自宅再建の支援など、住まいを確保するための取組を引き続き進める。また、通行止めの道路や運転休止の鉄道など被災地域のインフラや熊本城の復旧に向けて取り組むとともに、熊本地震で被災された方々に寄り添った、きめ細かな支援策を引き続き実施する。

また、熊本地震の後も、全国各地で自然災害が相次いでいる。こうした自然災害からの復旧・復興に向けて、被災者の一人ひとりの気持ちに寄り添いながら、全力で取り組む。

¹² 平成28年熊本地震：2016年4月14日・16日に発生した地震をはじめ、熊本県を中心とする一連の地震活動。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

少子高齢化が進む中、持続的な成長経路の実現に向けて潜在成長率を引き上げるため、サプライサイドの改革として、一人ひとりの人材の質を高める「人づくり革命」と、成長戦略の核となる「生産性革命」に最優先で取り組むとともに、働き方改革を推進していく。

すなわち、「人づくり革命」により、人生100年時代を見据え、誰もがいくつになっても活躍することができる社会を構築する。

「生産性革命」により、過去最高の企業収益を設備投資などにつなげるとともに、A I、I o T、ロボットなど第4次産業革命の社会実装による「Society 5.0」の実現を進める。

働き方改革により、誰もが生きがいを感じて、いくつになってもその能力を思う存分発揮できる社会を実現する。

また、現下の深刻な人手不足を踏まえ、専門的・技術的な外国人材の受入れを進める。経済の好循環を地域に広げていくため、地域経済を支える中小企業への支援などを通じて地域に雇用を確保し、新しいひとの流れを生み出すことで、地方創生を実現する。

1. 人づくり革命の実現と拡大

我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる必要があり、その重要な鍵を握るのが「人づくり革命」、人材への投資である。

「人づくり革命」では、第一に、幼児教育無償化を一気に加速する。3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。

第二に、最優先の課題である待機児童問題を解消し、女性就業率 80%¹³に対応できる「子育て安心プラン」¹⁴を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士の更なる処遇改善に取り組む。

第三に、真に支援が必要な、所得が低い家庭の子供たちに限って、大学などの高等教育無償化を実現する。住民税非課税世帯の子供たちについて、授業料の減免措置を拡充するとともに、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう、給付型奨学金を拡充する。これに準ずる世帯の子供たちについても、支援の崖が生じないよう、必要な支援を

¹³ 25歳～44歳の女性就業率は、日本72.8%、アメリカ71.1%、イギリス75.5%、ドイツ77.8%、フランス74.6%、スウェーデン82.5%となっている。

¹⁴ 平成29年6月2日公表

段階的に行う。

第四に、介護離職ゼロに向けた介護人材確保のため、介護職員の更なる待遇改善を進める。

これらによる2兆円規模の政策を実行し、子育て世代、子供たちに、大胆に政策資源を投入することで、我が国の社会保障制度を、お年寄りも若者も安心できる「全世代型」の制度へと大きく転換していく。

第五に、家庭の経済状況にかかわらず、幅広く教育を受けられるようとする観点から、年収590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化を実現する。

第六に、より長いスパンで個々人の人生の再設計が可能となる社会を実現するため何歳になっても学び直し、職場復帰、転職が可能となるリカレント教育を抜本的に拡充する。

第七に、18歳人口が大幅に減っていく中、人材育成を担う大学自体も変わらなければならぬ。例えば、実際、600校ある私立大学では、39%が定員未充足、41%が赤字となっているなど、時代のニーズ、地域のニーズ、産業界のニーズに合った教育機関へと変革するため、国公私立問わず、大学改革を進める。

第八に、人生100年時代を見据え、意欲ある高齢者に働く場を準備する。

人づくりこそが次なる時代を切り拓く原動力である。これまでの画一的な発想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていく。

このため、「新しい経済政策パッケージ」¹⁵に明記された事項に加え、下記の政策を実施する。

(1) 人材への投資

① 幼児教育の無償化

待機児童問題が最優先の課題であることに鑑み、「子育て安心プラン」による受け皿の整備を着実に進めるとともに、「新しい経済政策パッケージ」での3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供についての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置¹⁶（子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、同制度における利用者負担額を上限）に加え、幼稚園、保育所、認定こども園以外（以下「認可外保育施設」という。）の無償化措置の対象範囲等について、以下のとおりとする。

（認可外保育施設の無償化の対象者・対象サービス）

対象者は、今般の認可外保育施設に対する無償化措置が、待機児童問題により認可保育所に入ることができない子供に対する代替的な措置であることを踏まえ、認可保育所への入所要件と同一とする。すなわち、保育の必要性があると認定された子供で

¹⁵ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

¹⁶ 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）は、認可保育所と同様に無償化の対象とする。

あって、認可保育所や認定こども園を利用できていない者とする。

対象となるサービスは、以下のとおりとする¹⁷。

- ・幼稚園の預かり保育¹⁸
- ・一般的にいう認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター及び認可外の事業所内保育等¹⁹のうち、指導監督の基準を満たすもの。ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける。

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。

（認可外保育施設の無償化の上限額）

無償化の上限額は、認可保育所の利用者との公平性の観点から、認可保育所における月額保育料の全国平均額²⁰とする。幼稚園の預かり保育については、幼稚園保育料の無償化上限額²¹を含めて、上述の上限額²²まで無償とする²³。

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子供及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

¹⁷ このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象とする。

¹⁸ 幼稚園の預かり保育、幼稚園及び認定こども園が1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当するとの認定）の子供に対して行う預かり事業並びに同法に基づく幼稚園の長時間預かりをいう。以下同じ。

¹⁹ 「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設をいう。幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設のうち乳幼児が保育されている実態があるものを含む。なお、厚生労働省の通知によれば、乳幼児が保育されている実態があるか否かについてはその運営状況に応じ判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることが常態としている場合は保育されているものと考えられる、とされている。

^{20,22} 月額3.7万円（0歳から2歳児については月額4.2万円）。

²¹ 月額2.5万円。

²³ 例えば、一般的にいう認可外保育施設の利用者負担額は平均で月4.0万円（3歳の場合）であるが、この平均額の場合は月3千円の利用者負担となる。

(認可施設への移行の促進)

今後、保育の質の確保が重要であることに鑑み、認可外保育施設の認可施設への移行促進策の強化を検討し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化する。

(放課後子ども総合プラン)

女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿拡大や育成支援の内容の質の向上などを内容とする新たなプランを今夏に策定する。

② 高等教育の無償化

高等教育の無償化の具体的措置については、次のとおりとする。

(無償化の対象範囲)

第一に、住民税非課税世帯（年収270万円未満）の子供たちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図る。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金について、国立大学の場合は免除し、公立大学の場合は国立大学の入学金を上限とした措置とする。私立大学の場合は私立大学の入学金の平均額を上限とした措置とする。短期大学、高等専門学校、専門学校は、大学に準じて措置する。²⁴

第二に、給付型奨学金については、住民税非課税世帯の子供たちを対象に、学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じることとする。対象経費は、他の学生との公平性の観点を踏まえ、社会通念上妥当なものとすることとし、具体的には、日本学生支援機構²⁵「平成24年度、26年度、28年度学生生活調査」の経費区分に従い、修学費²⁶、課外活動費、通学費、食費（自宅外生に限って自宅生分を超える額を措置。）、住居・光熱費（自宅外生に限る。）、保健衛生費、通信費を含むその他日常費、授業料以外の学校納付金（私立学校生に限る。）²⁷を計上、娯楽・嗜好費を除く。あわせて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）の受験料を計上する。なお、高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態が他の学校種と乖離しているため、その実態に応じた額

²⁴ 私立の短期大学、高等専門学校及び専門学校の授業料は、国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応を図る。

²⁵ 独立行政法人日本学生支援機構

²⁶ 教科書・参考図書等のために支出した経費。

²⁷ 授業料免除と同様の考え方により、私立大学の授業料以外の学校納付金（同窓会費等の費用を除く。）の平均額の2分の1の額を計上する。

を措置する。²⁸

全体として支援の崖・谷間が生じないよう、住民税非課税世帯に準ずる世帯の子どもたちについても、住民税非課税世帯の子どもたちに対する支援措置に準じた支援を段階的に行う。具体的には、年収300万円未満の世帯²⁹については住民税非課税世帯の子どもたちに対する授業料減免及び給付型奨学金の3分の2、年収300万円から年収380万円未満の世帯については3分の1の額の支援を行い、給付額の段差をなだらかにする。

在学中に学生の家計が急変した場合については、急変後の所得に基づき、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。

(支援対象者の要件)

支援対象者については、大学等への進学前の段階における支援の決定に当たり、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談により本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況を毎年確認し、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA（平均成績）等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連續で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。ただし、成績が下位4分の1に属するときに警告を連續で受ける場合においても、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例について検討を行う。

なお、手続を経て休学する場合には、いったん休止した支援を復学の際に再開することができるようとする。

(支援措置の対象となる大学等の要件)

支援措置の対象となる大学等は、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、それぞれの特色や強み、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とする。具体的には次のとおりとする。³⁰

- ・ 実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む。）が卒業に必要な単位数の1割以上の単位に係る授業科目を担当するものとして配置され、学生がそれらを履修できる環境が整っていること³¹（学問分野の特性等により、この要件を満たすことができないと大学等が判断する場合については、大学等においてその理由や今

²⁸ 大学生の5割～7割程度の額を措置する。

²⁹ 両親・本人・中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

³⁰ 例えば、経営に問題があるとして早期の経営判断を促す経営指導の対象となっており、かつ、継続的に定員の8割を割っている大学については、対象にしないことなどを検討する。

³¹ 経営者、技術者、研究者、行政官等の実務経験のある教員が指導する授業のほか、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている場合や、企業等から提供された課題（企画提案等）に取り組む場合、学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合など、実践的教育から構成される授業科目については、これに含むものとする。

後の実践的教育の取組を説明しなければならない。)。

- ・理事に産業界等の外部人材を複数任命していること
- ・授業計画(シラバス)の作成や評価の客観的指標を設定し、適正な成績管理を実施・公表していること。
- ・法令に則り、財務情報と教育活動(定員充足、進学・就職の状況)に係る情報を含む経営情報を開示し、多くの国民が知ることができるようホームページ等により一般公開していること。専門学校については、外部者が参画した学校評価の結果も経営情報の一環として開示していること。

(中間所得層に対する支援)

こうした低所得世帯に限定した支援措置、大学改革や教育研究の質の向上と併せて、中間所得層における大学等へのアクセスの機会均等について検討を継続する。

③ 大学改革

(各大学の役割・機能の明確化)

大学教育の質の向上を図るためにには、各大学の役割や特色・強みの明確化を一層進めることが必要である。国立大学については、一部始まっている機能別支援の枠組みを活用して、各々の大学の具体的方向性を明らかにする。私立大学については、各大学が人材育成の3つの観点(世界を牽引する人材、高度な教養と専門性を備えた人材、具体的な職業やスキルを意識した高い実務能力を備えた人材)を踏まえた選択を行うとともに、役割・機能の明確化を加速する支援の枠組みを設ける。

(大学教育の質の向上)

社会の現実のニーズに対応したカリキュラム編成が行えるよう、外部の意見を反映する仕組みづくりが必要である。このため、社会の最前線で実務に当たる人材が教員となる場合は、少ない持ち時間であっても専任教員とができる仕組みを学部段階に導入することにより実務経験のある教員を増やし、教授会などの運営にも参画する。また、教員を一つの学部に限り専任教員とする運用を緩和し、学内の人的資源を有効活用することによって社会の新たなニーズに柔軟に対応できる教育プログラムを実現する。授業内容や指導方法の改善を図る教員研修の充実のほか、シラバスの記載の充実、成績評価基準の明確化などについての教学面に係る指針を作成する。

(学生が身に付けた能力・付加価値の見える化)

大学卒業生の質の改善のため、大学に対して学生の学修時間、学修成果などの情報の公開を義務付け、学生が在学中に身に付けた能力・付加価値の見える化を図る。産業界においては、採用プロセスに当たり、「求める人材」のイメージや技能を具体的に示していくことや、大学が示す可視化された学修成果の情報を選考活動において積

極的に活用していくことを経済団体を通じて各企業に促すとともに、企業が大学等における学修成果を重視しているとのメッセージを学生に対して積極的に発信する。

(経営力の強化)

大学に学外理事を複数名置くことは、高等教育の無償化の支援措置の対象となる大学の要件にもなっているが、経営力強化のためにも、産業界等の外部人材の理事への登用を一層進める必要がある。国立大学については、国立大学法人法³²を改正し、民間の外部人材を追加的に任命する場合に限り、その外部人材の人数は法定の理事数を超えて任命できるようにする。私立大学については、関係団体が定める自主行動基準（ガバナンス・コード）を通じて、学外理事を少なくとも複数名置くことを促進する。

(大学の連携・統合等)

大学の組織再編等を促進するため、国立大学においては、国立大学法人法を改正し、一法人の下で複数の大学を運営できる制度を導入する。私立大学については、学部単位での事業譲渡の円滑化や合併の促進など、連携統合や事業承継円滑化の環境整備を図る。あわせて、撤退を含め早期の経営判断を促す経営指導の強化、破綻手続の明確化を進める。

地方においては、地域の高等教育の在り方を議論する「地域連携プラットフォーム（仮称）」を地方大学等の高等教育機関、産業界、地方自治体が構築できるようにする。

これらの施策を進めるとともに、国公私立の枠を超えた大学の連携を可能とする「大学等連携推進法人（仮称）」の創設を検討する。

(高等専門学校、専門学校等における実践的な職業教育の推進)

実践的・創造的技術者を養成することを目的とする高等専門学校の高度化等を進めるとともに、大学・専門学校における専門教育プログラムの開発、専門職大学の開設により、実践的な職業教育を進める。

④ リカレント教育

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付（7割助成）について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を

³² 「国立大学法人法」（平成15年法律第112号）

120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

様々な学校で得た単位を積み上げて卒業資格として認める仕組み（単位累積加算制度）の活用を積極的に進める。

(産学連携によるリカレント教育)

新規かつ実践的で雇用対策として効果的で必要性の高いリカレント教育のプログラムの開発を集中的に支援する。

○先行分野におけるプログラム開発

大学・専門学校・民間教育訓練機関に委託し、産学連携により、20程度の分野（AI、センサー、ロボット、IoTを活用したものづくり、経営管理、農業技術、看護、保育、企業インターンシップを取り入れた女性の復職支援等）において先行的にプログラムを開発し、逐次全国展開する。

また、業界団体、学会等と連携して実務型プログラムを大幅に拡充し、アーカイブを積極的にオンラインで提供するとともに、民間が運営しているリカレント教育の講座情報を提供するホームページをネットワーク化し、総合的な情報提供を行うポータルサイトを整備する。

○技術者のリカレント教育

情報処理、バイオ、ファインケミカル、エンジニアリング、ロボットなど各分野において、企業の研究者・技術者が最新の技術のリカレント教育を受けることができるリカレント教育コースを、新たに業界と連携し、学会等に設置し、その運営を委託する。その際、プログラムは、学会のホームページやオンラインでも提供する。産業界においても、研究者・技術者のリカレント教育受講を促すよう各企業に周知を図る。

○在職者向け教育訓練の拡充

在職者が利用しやすいような夜間・土日の教育訓練コースを推進するとともに、オンラインを活用した民間学習サービスを後押しする。

また、国（ポリテクセンター）及び都道府県（職業能力開発校）において実施している在職者向けの教育訓練について、大学・専門学校などの民間教育訓練機関への委託を進める。最新技術の知識・技能の習得・向上に関するものを対象に、教育訓練期間を2日から5日程度のコースだけでなく、企業ニーズに応じコースを拡大する。

○実務家教員育成のための研修

実務家教員の育成プログラムを開発・実施し、修了者を実務家教員の候補者とし

て大学等に推薦する仕組みを構築する。また、地方大学への実務家教員のマッチングを行い、実際に地方大学の教員として活動するための支援策を検討する。

○ 生産性向上のためのコンサルタント人材の養成

大学、業界団体、金融機関、商工会議所その他の民間団体に委託し、生産管理の実務経験を有する製造業のOBやシニア人材を、生産性改善を行うコンサルタントとして育成し、派遣する。

○ 長期の教育訓練休暇におけるリカレント教育に対する助成

企業が長期の教育訓練休暇制度を導入し、社員が休暇を取得して学び直しをした場合に、企業に対して、人材開発支援助成金による支援を新たに行う。また、従業員の学び直し、副業・兼業に向けた社会的気運を醸成する。

(企業における中途採用の拡大)

内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省が連携して、中途採用に積極的な上場企業を集めた協議会を設置し、中途採用を拡大する。

なお、「年齢にかかわりない多様な選考・採用機会拡大のための指針」を活用し、中途採用の促進に向けた経済界の気運を醸成する。

(2) 多様な人材の活躍

① 女性活躍の推進

女性活躍が多様性や付加価値を生み出す原動力となるとの認識の下、女性の労働参加の障壁を取り除き、一人ひとりの女性が自らの希望³³に応じてその能力を最大限に發揮できる社会への変革を促進・加速するため、「女性活躍加速のための重点方針 2018」³⁴を着実に実施しながら、女性の活躍状況の「見える化」が徹底されるよう、女性活躍推進法³⁵の見直しも含め、必要な制度改正を検討する。ロールモデルの提示など女子生徒等に対する多様な情報提供により、理工系分野における女性活躍を促進する。社内外の女性役員候補者の育成に向けたセミナーを実施する。女性リーダーの育成に向けて多様な受講生に対応するため、広範な選択制プログラムの導入を可能とする大学等と共に研修を実施する。

女性が安心して働き続けられる環境を整えるため、多様な働き方に向けた環境整備、男性の育児・家事への参加促進、育児休業取得の円滑化、仕事と不妊治療の両立、妊娠・出産・育児に関する切れ目のない支援、様々なハラスメントの防止策等を総合的に推進する。

³³ 例えば、求職していないが就業を希望する女性は221万人に及んでいる（総務省「労働力調査（詳細集計、2018年1～3月期）」15歳～24歳の学生を除いた値。）。

³⁴ 「女性活躍加速のための重点方針 2018」（平成30年6月12日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

³⁵ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）

② 高齢者雇用の促進

(65歳以上の継続雇用年齢の引上げに向けた環境整備)

意欲ある高齢者に働く場を準備することは、働きたいと考える高齢者の希望をかなえるためにも、人口減少の中で潜在成長力を引き上げるためにも、官民挙げて取り組まなければならない国家的課題である。実際、高齢者の身体年齢は若くなつており知的能力も高く、65歳以上を一律に「高齢者」と見るのは、もはや現実的ではない。年齢による画一的な考え方を見直し、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力を活かして活躍できるエイジフリー社会を目指す。

こうした認識に基づき、65歳以上への継続雇用年齢の引上げに向けて環境整備を進める。その際、高齢者は健康面や意欲、能力などの面で個人差が存在するという高齢者雇用の多様性を踏まえ、一律の待遇でなく、成果を重視する評価・報酬体系を構築する。このため、高齢者に係る賃金制度や能力評価制度の構築に取り組む企業に対し、その整備費用を補助する。

(高齢者の雇用促進策)

一人でも中高年の中途採用経験がある企業は、二人目以降の採用にも積極的になる傾向があるため、高齢者のトライアル雇用を促進する方策を進める。

中高年を対象に基礎的なIT・データスキル習得のための教育訓練を拡充することにより、中高年の新たな活躍を支援する。

また、地域医療介護総合確保基金を活用した入門的研修、マッチングにより、国・地方自治体・関係団体が一体となって、高齢者の介護分野への参入を促進する。

(公務員の定年の引上げ)

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、複雑高度化する行政課題に的確に対応する観点から、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。

その際、人事評価に基づく能力・実績主義の人事管理の徹底等について、併せて検討を行う。

③ 障害者雇用の促進

障害者が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて活躍できることができ普通の社会及び障害者と共に働くことが当たり前の社会を目指していくため、障害者雇用ゼロ企業をはじめとする中小企業による雇用の促進や、多様な障害特性に応じた職場定着支援の推進、地域における障害者就労支援の推進等を図る。

2. 生産性革命の実現と拡大

(1) 基本的考え方

昨年末の「新しい経済政策パッケージ」³⁶では、2020年までの3年間を生産性革命・集中投資期間とし、あらゆる施策を総動員することとした。「未来投資戦略2018」³⁷では、成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、「Society 5.0」を本格的に実現するため、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を図る。

第4次産業革命の社会実装により、日本の強み（技術力、人材、豊富なリアルデータ、資金）を最大活用して、誰もが活躍でき、様々な人口減少・高齢化、エネルギー・環境制約などの社会課題を解決できる、日本ならではの持続可能でインクルーシブな経済社会システムである「Society 5.0」を実現するとともに、これによりSDGs³⁸の達成に寄与する。

日本経済の潜在成長力を大幅に引き上げ、名目GDPを600兆円（2020年頃）から更に押し上げるため、「未来投資戦略2018」に基づき、以下の成長戦略を、スピード感をもって推進する。

(2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」

第4次産業革命の新たな技術革新により、経済社会のあらゆる場面で、新たな展開、「Society 5.0」の実現が期待される。

① 「生活」「産業」が変わる

（自動化：移動・物流革命による人手不足・移動弱者の解消）

AIやロボットによって、自動車の運転や物流の局面等で自動化が進むことにより、交通事故の削減や地域における移動弱者の激減、安全・安心な自動運転社会につながられるほか、人手不足に直面する物流現場の効率化につながり、過度な業務負担も大幅に軽減される。

（遠隔・リアルタイム化：地理的・時間的制約の克服による新サービス創出）

画質や音質が飛躍的に進歩したIoT技術により、地理的な制約で提供することができなかつたサービス（医療や教育、買い物支援サービスなど）の提供が可能となる。

② 経済活動の「糧」が変わる

安定的な「エネルギー」と「ファイナンス」の供給における我が国の「弱み」も、ブロックチェーン技術、スマートエネルギー・マネジメントなどにより克服できる。

21世紀のデータ駆動型社会では、経済活動の最も重要な「糧」は「リアルデータ」。

³⁶ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

³⁷ 「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）

³⁸ Sustainable Development Goalsの略。

これまで世の中に分散し眠っていたリアルデータを一気に収集・分析・活用（ビッグデータ化）することで、個別ニーズにきめ細かく対応できる商品やサービスの提供が可能となる。このリアルデータの利活用基盤を世界に先駆けて整備すれば、日本が新デジタル革命時代のフロントランナーとなることができる。

③ 「行政」「インフラ」が変わる

旧態依然としたアナログ行政から決別し、行政のあらゆるサービスを原則としてデジタルで完結させることで（「紙」から「データ」へ）、国民や企業が直面する時間・手間やコストを大幅に軽減する。港湾、空港、道路、上下水道などのインフラ管理においても、民間活力（PPP／PFI等）や技術革新の徹底活用を図り、設置・メンテナンスコストの劇的な改善とインフラの質の抜本的な向上が実現する。

④ 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

人口減少下の地域でも、移動・物流サービス、オンライン診療等により、高齢者も含め利便性の高い生活を実現し、地域コミュニティの活力を高める。町工場も世界とつながり、地域発のイノベーションと付加価値の高い雇用の場が拡大する。

⑤ 「人材」が変わる

人間がこれまで行ってきた単純作業や反復継続的な作業は、AI、ロボット等が肩代わりし、3K現場は激減する。多様なリカレント教育と、デジタル技術を活用した個別化学習、遠隔教育などを通じ、あらゆる人々に、やりがいや、よりキャリアアップした仕事を選択するチャンスが与えられる。

（3）「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

幅広い取組について総合的にリソースを投入するのではなく、第4次産業革命の社会実装によって大きな可能性とチャンスを生む新たな展開が期待される重点分野について、以下の「フラッグシップ・プロジェクト」（FP）を推進する。

① 「自動化」：次世代モビリティ・システムの構築プロジェクト

- ・無人自動運転による移動サービスの2020年実現や、高速道路でのトラックの隊列走行についての早ければ2022年の商業化等を目指す。
- ・「自動運転に係る制度整備大綱」³⁹に基づき、国際的な議論においてリーダーシップを發揮しつつ、各分野での必要な法制度の整備を早急に進める。
- ・まちづくりと公共交通の連携、自動走行等新技術の活用、買い物支援・見守りサー

³⁹ 「自動運転に係る制度整備大綱」（平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）。2020年の無人走行サービス等を制度上可能とするべく政府の方針を取りまとめたもの。

ビス、MaaS (Mobility as a Service) などの施策連携により、利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデル都市、地域をつくる。

② 次世代ヘルスケア・システムの構築プロジェクト

- ・個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、2020年度からの本格稼動を目指す。
- ・PHR (Personal Health Record)⁴⁰について、2020年度より、マイナポータル（個人向け行政ポータルサイト）を通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。
- ・「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく官民連携プラットフォームを2018年度中に構築する。
- ・業界の自主的な品質評価の仕組み構築を通じた保険外サービスの客観的な品質の「見える化」や、地方自治体やケアマネジャー等からの利用者に対する良質な保険外サービスに関する積極的な情報提供を促す。
- ・服薬指導を含めた「オンラインでの医療」全体の充実に向けて、次期以降の診療報酬改定における有効性・安全性を踏まえた評価、医薬品医療機器等法⁴¹の改正の検討など所要の制度的対応も含めて、ユーザー目線で、現状を更に前進させる取組を進める。
- ・アジア健康構想の下、我が国のヘルスケア産業の海外展開等を実施する。

③ 「経済活動の糧」関連プロジェクト

- ・2050年を見据え、デジタル技術を活用したエネルギー制御、蓄電、水素利用などのエネルギー転換・脱炭素化に向けた技術開発を推進するとともに、企業の能動的な提案・情報開示等を促し、ESG投資⁴²を促進する。また、電気自動車、燃料電池自動車など次世代自動車の普及を推進する。
- ・現行の金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し、ブロックチェーン技術、タイムスタンプ等を用いて簡易かつ高セキュリティな本人確認手続を可能とする仕組みの構築、簡易かつ高セキュリティな決済の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QRコード等）のフォーマットに係るルール整備等を図るなどFinTech・キャッシュレス化を推進する。

④ 「行政」「インフラ」関連プロジェクト

- ・「デジタルファースト法案（仮称）」（2018年中の国会提出予定）、「介護」・「引越し」・「死亡・相続」に関する手続のワンストップ化、公的個人認証を活用したオンライン手続をスマートフォンで可能とするための法制度整備等を内容とする「デジタルガバメント」を2018年度から2020年度までに推進する。

⁴⁰ 個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が隨時確認でき、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みをいう。

⁴¹ 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）

⁴² 環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）に関する要素を考慮した投資。

- ・現場ニーズに即した要求水準（性能、コスト等）を国が明示し、民間事業者が実現手法をオープンイノベーションで開発していく手法を積極活用すること等により、「次世代インフラ・メンテナンス・システム」の構築を目指す。
- ・国有林について、公益的機能を維持しつつ、民間事業者の長期・大口戻での使用収益を可能とする仕組みを整備するなど、PPP/PFI手法の導入加速を図る。

⑤「地域」「コミュニティ」「中小企業」関連プロジェクト

- ・バリューチェーン全体をデータでつなぎ、マーケティング情報に基づく生産と出荷の最適化やコストの最小化を図る取組等、農林水産業のスマート化を推進する。
- ・まちづくりと公共交通の連携を推進し、次世代モビリティサービスやICT等の新技术・官民データを活用した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組などを加速する。
- ・生産性向上特別措置法⁴³に基づく固定資産税の負担減免措置と「ものづくり・商業・サービス補助金」、IT導入補助金等の支援施策との相乗効果が發揮されるよう、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。

上記④「行政」「インフラ」の分野、⑤「地域」「コミュニティ」「中小企業」分野を中心に、地域が連携しての取組、より広域レベルでの取組、さらに東京一極集中に対して地方がその潜在力を最大限に發揮できるような、新たな構想を早急に検討し、具体化していく。

（4）経済構造革新への基盤づくり

産業界は、様々なつながりにより付加価値を創出する Connected Industries に自らを変革し、イノベーションを牽引することが期待される。政府は、データ利活用基盤や人材・イノベーション基盤など、データ駆動型社会の共通インフラを整備するとともに、大胆な規制・制度改革や「Society 5.0」に適合した新たなルールの構築を進める。

① データ駆動型社会の共通インフラの整備

大容量・高速通信を支える5Gについて、2018年度末に周波数割当を行い、民間事業者による基盤整備を促進し、2020年からのサービス開始につなげるなどの基盤システム・技術への投資の促進を図る。

また、AI時代に対応した人材育成（小学校でのプログラミング教育、高等教育での高い理数能力等）と人材の最適活用が図られるよう教育改革と産業界等の人材活用の面での改革を進め、リカレント教育を大幅に拡充する。

⁴³ 「生産性向上特別措置法」（平成30年法律第25号）

② 大胆な規制・制度改革

生産性向上特別措置法において創設された「規制のサンドボックス制度」⁴⁴を、政府横断的・一元的な体制の下で推進する。いわゆる業法のような既存の縦割りの業規制について、規制のサンドボックス制度の運用から導かれる制度見直しニーズへの対応も含め、サービスや機能に着目した発想で捉え直した横断的な制度改革を推進する。

また、プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けて、2018年内に基本原則を策定するとともに、具体的措置を早急に推進する。

さらに、地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018年度中に結論を得る。

(5) イノベーション・エコシステムの早期確立

世界でこれまでの延長線上にない破壊的イノベーションが進展し、我が国のイノベーション力の相対的低下が危惧されている中、産業界を含む各主体が意識改革を行うとともに、イノベーションが自律的かつ持続的に生まれ続けていく「イノベーション・エコシステム」を早期に確立する。大学が知識集約産業の中核として、このエコシステムを支える役割を果たすべく改革を進め、大学等が生み出す多様なシーズをビジネスに結び付けるとともに、我が国イノベーションの国際展開を図る。

① 多様なシーズを創出する改革の推進

大学の経営力を高めるため、大学連携・再編の推進、大学ガバナンスコードの策定、民間資金獲得のための仕組みの導入も含む产学研連携の推進等を図る。また、適切かつ実効性のある評価に基づく年俸制の導入拡大等を通じて人材流動性の向上、若手の活躍機会創出を図るとともに政府の競争的研究資金について若手研究者の支援に重点化を図る。

また、2017年度に行った制度検証結果も踏まえ、失敗も許容した大胆な挑戦が可能となるよう革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）の研究開発手法を改善・強化し、関係府省庁に普及・定着させるとともに、関連施策の見直し等も図りつつ、ImPACTの取組が節目を迎えることを受け、より野心的な構想の下、関係府省庁が一体となって集中・重点的に研究開発を推進する仕組み（ムーンショット型の研究開発制度）を検討し、政府全体として非連続的なイノベーションを生み出す研究開発を継続的かつ安定的に推進する。

② シーズをビジネスに結び付ける環境の整備

大学発ベンチャーも含め起業、事業化、成長段階まで一貫した支援を行なうべく政府系機関、官民ファンドの全関連事業の申請窓口を一元化するなど相互連携を強化する。また、公共調達の活用等政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進

⁴⁴ 新技術等実証制度

することとする。

(6) 今後の成長戦略推進の枠組み

従前のような審議会スタイルの検討の方法のみならず、よりマーケットや実際の「現場」に近いプレーヤーの参加を得つつ、官民の睿智を結集して、目指すべき経済社会の絵姿を共有しながら、「現場」を変えていくための具体的なプロジェクトを推進するとともに、プロジェクトの成果から学ぶ形で「実証による政策形成」を進めるべく、上記(2)及び(3)に掲げた重点分野について「産官協議会」を設置する。

「産官協議会」では、2025年までに目指すビジョンを共有し、その実現に必要な施策等を来夏までに取りまとめる。また、重点分野での新たな展開の先陣を切るフラッグシップ・プロジェクト(FP)として、2020年頃までのアーリー・ハーベストを実現する「FP 2020」、本格的な社会システムの変革を伴う「FP 2025」を選定・推進する。

これらのプロジェクトのうち直ちに前に進め、「現場」を変え始めるべきものについて、2019年度予算、税制改正、規制改革に反映させ、必要な制度面、組織面、人材面の基盤づくりを、スピード感をもって進める。

3. 働き方改革の推進

一億総活躍社会の実現のための最大のチャレンジである働き方改革を推進し、働く人の視点に立って、一人ひとりの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する。このため、戦後の労働基準法⁴⁵制定以来、70年ぶりの大改革を行う。

この際、今般の労働制度の改革は中小企業をはじめ企業活動に与える影響に配慮する必要があるため、その施行までの十分な準備期間を確保することとし、長時間労働の是正のための規定の施行は2019年4月1日(中小企業への適用は2020年4月1日)、同一労働同一賃金の実現のための規定の施行は2020年4月1日(中小企業への適用は2021年4月1日)、高度プロフェッショナル制度の創設のための規定の施行は2019年4月1日とする等の措置を講ずる。

また、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る。中小企業・小規模事業者がワンストップで相談できる窓口として全国47都道府県に働き方改革推進支援センター⁴⁶を設置し、中小企業支援機関とも連携しつつ、社会保険労務士の派遣等により個別相談に当たる。労働基準監督署においては、特別チームを編成して中小企業・小規模事業者の相談に丁寧に対応するとともに、指導においては、中小企業・小規模事業者における労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情を踏まえ、まずは自主的な改善を促す。これらの事項については、働き方改革の基本的考え方として、今般の制度改革に基づき今後策定する基本方針にも盛り込む。

⁴⁵ 「労働基準法」(昭和22年法律第49号)

⁴⁶ 働き方改革推進支援センターでは、営利企業以外の社会福祉法人等の相談にも対応する。

さらに、中小企業・小規模事業者の労務管理面での丁寧な支援、生産性向上に資するより一層の設備投資・ＩＴの導入、人手確保に向けた地域内外の多様な人材とのマッチングなどが促進されるよう切れ目なく取り組む。あわせて、大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、取引関係の実態把握に努めるとともに、取引条件の改善に向け、下請け取引対策の強化、産業界における自主行動計画の着実な実行と策定業種の拡大、下請Gメンの体制強化などに積極的に取り組む。

加えて、地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」などを活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

働き方改革は、労働法制の問題だけではなく、過剰サービスの抑制により生産性を高めるなどの社会の仕組みづくりも大切であり、啓発普及を図る。

なお、裁量労働制については、現行制度の施行状況を把握した上で、対象業務の範囲や働く方の健康確保措置等について、労働政策審議会で検討を行うとともに、指導を徹底する。

（1）長時間労働の是正

長時間労働の慣行を断ち切り、ワーク・ライフ・バランスを確保することで、女性や高齢者が仕事に就きやすくなり、男性も子育てや家事が行いやすくなる環境を整える。

このため、史上初めての労使トップの合意の下、36協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の上限規制を設ける。

時間外労働の限度を、原則として、月45時間、かつ、年360時間とし、違反には以下の特例の場合を除いて罰則を課す。特例として、臨時的な特別の事情がある場合として、労使が合意して労使協定を結ぶ場合においても、上回ることができない時間外労働時間を年720時間とする。かつ、年720時間以内において、一時的に事務量が増加する場合について、最低限、上回ることができない上限⁴⁷を設ける。

他方、労使が上限値までの協定締結を回避する努力が求められる点で合意したことによる鑑み、更に可能な限り労働時間の延長を短くするため、指針を定め、労使に対し、必要な助言・指導を行う。

また、事業者に、労働時間の状況の的確な把握や長時間労働者に対する医師の面接指導などの措置を行わせることにより、労働者の健康確保を図るとともに、違法な長時間労働に対しては指導を徹底する。あわせて、勤務間インターバル制度の導入が進むよう、好事例の普及や労務管理に係るコンサルティングの実施等による環境整備に努める。

加えて、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務について、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制

⁴⁷ 上回ることができない上限は、(i) 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月の平均で、いずれも、休日労働を含んで、80時間以内を満たさなければならない、(ii) 単月では、休日労働を含んで100時間未満を満たさなければならない、(iii) 時間外労働の限度の原則は、月45時間、かつ、年360時間であることに鑑み、これを上回る特例の適用は、年半分を上回らないよう、年6回を上限とする。

の適用に向けた環境整備を進める。この際

- ① 自動車運送事業については、「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」⁴⁸を着実に実施するとともに、改善基準告示⁴⁹の見直しなど必要な施策の検討を進める。
- ② 建設業については、受発注者双方の取組による適正な工期設定の推進等を図るとともに、業界等の取組に対する支援を実施する。
- ③ 医師については、医療機関に対する勤務環境改善支援策の充実などの総合的な対策について検討を進め、順次実施する。
- ④ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業については、人材確保、省力化等に対する支援を実施する。

(2) 同一労働同一賃金の実現

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す。どのような雇用形態を選択しても納得が得られる処遇を受けられ、多様な働き方を自由に選択できるようにし、我が国から「非正規」という言葉を一掃する。

このため、正規・非正規という雇用形態による不合理な待遇差を禁止し、その是正を求める労働者が裁判で争える規定を強化するとともに、事業者側しか持っていない情報のために、労働者が訴訟を起こせないといったことがないよう、事業者には、労働者に対する待遇に関する説明義務を課す。また、裁判外紛争解決手段（行政ADR）を整備し、均等・均衡待遇を求める労働者が無料で利用できるようにする。

さらに、同一労働同一賃金の円滑な導入に向けて、特に中小企業・小規模事業者の理解が深まるよう、業種別導入マニュアルを作成し、その普及を図る。

(3) 高度プロフェッショナル制度の創設

創造的に付加価値を生み出していく、高い交渉力を有する高度専門職に限って、健康を確保しつつ、時間ではなく成果で評価される働き方を選択できるようにするために、高度プロフェッショナル制度を創設する。

対象者の要件は、(i) 年間の賃金が平均的な労働者に対して著しく高いこと（「年間平均給与額」の3倍を相当程度上回る水準であること）、(ii) 専門性があり、通常の労働者と異なり、雇用契約の中で職務の記述が限定されていること（いわゆるジョブ・ディスクリプションがあること）、(iii) 本人が制度を理解して個々に書面等により同意していることとし、労使委員会の決議において(iii)の同意の撤回手続を定めなければならないこととする。

また、対象となる労働者に対して、(i) 年間104日、かつ4週間当たり4日以上の休日を取得させ、(ii) 健康確保措置（インターバル措置、健康管理時間の上限措置、

⁴⁸ 「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」（平成30年5月30日自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議決定）

⁴⁹ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）

2週間連続の休日、臨時の健康診断のうち、労使委員会の5分の4以上の多数で決議した、いずれかの措置)を講じなければ、制度を導入できないこととする。

(4) 最低賃金の引上げ等

最低賃金については、年率3%程度を目指として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境を整備するため、生活衛生業など最低賃金の引上げによる影響が大きい業種を対象に、生産性や収益向上のための相談事業を実施するとともに、下請中小企業振興法⁵⁰に基づく振興基準の徹底により、親事業者が下請事業者からの労務費上昇に係る取引対価見直しの協議要請に応じることを促すなどの取組を行う。

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとと

⁵⁰ 「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)

もに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活中に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保の方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受け入れを行える受け入れ枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受け入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受け入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受け入れ環境の整備

上記の外国人材の受け入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」⁵¹を抜本的に見直すとともに、外国人の受け入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持つ司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受け入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

5. 重要課題への取組

(1) 規制改革の推進

国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況の下、新たなビジネスや雇用を生み出し、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるため、「Society 5.0」にふさわしい規制・制度の構築や行政手続コストの削減⁵²、農林水産業等の成長産業化など、不断の規制・制度改革を一層推進する。

⁵¹ 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議）

⁵² 法人向けの手続である従業員の社会保険・税、法人設立、補助金に関する手續についてワンストップ化やワンストップ化（事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないこと。）に取り組むとともに、個人向けの手續である引越、死亡・相続、介護に関する手續についてもワンストップ化を順次進める。また、自動車保有关係手續について、軽自動車保有关係手續のワンストップ化等に取り組む。

「規制改革実施計画」⁵³において決定した事項を実施し、改革の進捗状況について、規制改革推進会議がフォローアップを行う。

国家戦略特区制度においては、新たな重点分野について集中的に「岩盤規制」改革を進めるとともに、地域限定型サンドボックスを活用し、自動車の自動運転、ドローンなどの高度で革新的な近未来技術に関する実証実験を進める。

（2）投資とイノベーションの促進

① 科学技術・イノベーションの推進

「Society 5.0」の実現、イノベーション・エコシステムの構築に向けて、「第5期科学技術基本計画」⁵⁴及び「統合イノベーション戦略」⁵⁵に基づき、官民を挙げて研究開発を推進する。若手研究者への重点支援やオープンイノベーションの仕組みの推進等により、我が国の基礎科学力・基盤技術から社会への実装までを強化するとともに、地方創生につなげる。

中長期的な視点で官民共同研究開発投資プロジェクトを具体的かつ計画的に拡大するとともに、国の予算について安定的に研究開発に取り組めるよう多年度にわたる取組を進める。政府研究開発投資について、本基本方針の第3章の新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指す所要の規模の予算が確保されるよう努める⁵⁶とともに、民間企業が研究開発投資対GDP比3%を目指すことを表明したことを踏まえ、2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増とすることを目指し、これらにより、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目指とする。その際、認知症、再生医療、ゲノム医療、革新的エネルギー技術、インフラ維持管理・更新などの社会的課題解決に資する研究開発を、優先順位を付けて推進する。

未来の科学技術・イノベーションの担い手の教育に当たっては、STEM⁵⁷、プログラミング、英語について世界トップレベルの学力の獲得を目指す。特に、STEMについては、人材育成や教員養成・確保を図るとともに、このための戦略を定め、目標を明らかにし、工程化して進める。

我が国の国際競争力を強化する観点から、「知的財産推進計画」⁵⁸や「人工知能技術戦略実行計画」⁵⁹の策定・実行を進めるとともに、サイバーセキュリティ対策、先端技術の国際標準化などに官民挙げて取り組む。

また、AI・IoTの活用による物流の効率性・安全性の向上や効率的な渋滞対策を

⁵³ 「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）

⁵⁴ 「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）

⁵⁵ 「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）

⁵⁶ 計画期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は、第5期科学技術基本計画策定当時の「中長期の経済財政に関する試算」（平成27年7月22日経済財政諮問会議提出）の経済再生ケースに基づく名目GDP成長率を前提とすれば、約26兆円となる。

⁵⁷ Science, Technology, Engineering and Mathematics

⁵⁸ 知的財産戦略の中長期のビジョンである「知的財産戦略ビジョン」（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）に基づき策定する計画。

⁵⁹ 人工知能技術戦略（平成29年3月31日人工知能技術戦略会議決定）の実施内容を具体化する計画。

進める。

② 教育の質の向上等

「第3期教育振興基本計画」⁶⁰や教育再生実行会議の提言に基づき、「Society 5.0」に向けた総合的な人材育成をはじめとした教育の質の向上に総合的に取り組む⁶¹。

新学習指導要領を円滑に実施するとともに、地域振興の核としての高等学校の機能強化、1人1社制⁶²の在り方の検討、子供の体験活動の充実、安全・安心な学校施設の効率的な整備、セーフティプロモーションの考え方⁶³も参考にした学校安全の推進などを進める。また、在外教育施設における教育機能の強化を図る。さらに、障害、いじめ・不登校、日本語能力の不足など様々な制約を克服し、チーム学校の実現、障害者の生涯を通じた学習活動の充実を図る。

学校現場での教員の勤務実態を改善するため、適正な勤務時間管理の徹底や業務の効率化・精選などの緊急対策⁶⁴を具体的に推進するとともに、学校の指導・事務体制の効果的な強化・充実や学校の実態に応じた教員の勤務時間制度の在り方などの勤務状況を踏まえた勤務環境の見直し、小学校における教育課程の弾力的運用についての検討を進める。

③ 成長力を強化する公的投資への重点化

「社会資本整備重点計画」⁶⁵等に基づき、成長力を強化する分野に社会資本整備を戦略的に重点化し、安定的・持続的な公共投資を推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピック後の成長の基盤として、大都市圏環状道路、国際戦略港湾、国際拠点空港などを整備するとともに、広域的な高速交通ネットワーク⁶⁶の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。その際、ストック効果⁶⁷が高く採算性も確実と見込まれるプロジェクトには、民間資金や財政投融資の適切な活用も検討する。産業投資については、その活用・管理手法を検討し、政策投資銀行等を活用してリスクマネー供給の強化を図る。

⁶⁰ 「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

⁶¹ 「第3期教育振興基本計画」では、幼児期における教育の質の向上や、私学助成のメリハリある配分強化を含む私立学校の振興等について記載されている。

⁶² 1人の生徒が応募できる企業を1社として、当該企業の内定が得られなかつた場合のみに他の企業に応募できるという高校卒業者の就職に関する慣行。

⁶³ 関係機関が連携して科学的・実証的な安全対策に取り組むという考え方。

⁶⁴ 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）

⁶⁵ 「社会資本整備重点計画」（平成27年9月18日閣議決定）などのインフラの整備計画。

⁶⁶ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。リニア中央新幹線については、財政投融資の活用により、全線開業の最大8年間前倒しを図ることになった。建設主体が全線の駅・ルートの公表に向けた準備を進められるよう、必要な連携・協力を図る。また、新大阪駅について、リニア中央新幹線・北陸新幹線（詳細ルート調査中）等との乗継利便性の観点から、結節機能強化や容量制約の解消を図るために、民間プロジェクトの組成など事業スキームを検討し、新幹線ネットワークの充実を図る。

⁶⁷ 整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

(3) 経済連携の推進

① 新たな経済秩序の拡大

自由貿易の旗手として、自由で公正なルールに基づく21世紀型の新たな経済秩序を世界へと広げる。そのスタンダードとして今後の経済連携の礎となるTPP⁶⁸の早期発効に向けて、引き続き主導的な役割を果たす。発効後は、新たな国・地域の加入により保護主義に対してTPPの新しいルールを世界に拡大していくことが視野に入ってくることを踏まえ、新規加入の対応方針などについて、我が国が主導して、必要な調整を行う。

また、公平な競争条件の確保に向け、市場歪曲的措置の是正や電子商取引などの新たな分野でのルール形成に取り組んでいくとともに、WTOを中心としたルールに基づく多角的貿易体制が世界経済の成長と発展の基盤であることの再確認を様々な枠組みを使って各国に働きかけていく。

米国とは、公正なルールに基づく、自由で、開かれた、インド太平洋地域における経済発展を実現するため、日米経済対話や「自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議」を行い、日米双方の利益となるように、貿易や投資を更に拡大させる。

日EU経済関係の重要な基盤であり両者の戦略的関係を更に強化する日EU・EPA⁶⁹の早期の署名・発効を目指す。

TPPや日EU・EPAの発効などを見据えて新たな海外展開の支援や国内産業の本質強化に向けて「総合的なTPP等関連政策大綱」⁷⁰に盛り込まれた施策を着実に実施する。

また、包括的で、市場アクセス及びルール分野のバランスが取れた、質の高いRCEP⁷¹の早期妥結に向け、交渉をリードしていく。

② 海外展開の促進

投資関連協定の締結を推進し、企業の海外展開を促進する。自由で公正な経済圏の拡大による効果を享受できるようにするために、ODAも活用し、中堅・中小企業の海外展開の総合的な支援や、海外展開先における法制度整備支援・現地人材の育成支援などを実施する。また、国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組や法曹等による海外調査、日本法令の外国語訳の推進など、海外展開に関する法的支援を強化するとともに、国際紛争への実践的な対応能力も強化する。

2020年のインフラシステム受注約30兆円という目標を達成し、我が国の経済成長の実現に寄与する。このため、「インフラシステム輸出戦略」⁷²の下、官民一体となった競争力強化、質の高いインフラの推進による国際貢献、我が国の技術・知見を活かしたインフラ投資の拡大、幅広いインフラ分野への取組といった施策を推進する。また、質の

⁶⁸ 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（TPP11協定）

⁶⁹ 日EU経済連携協定（Economic Partnership Agreement）

⁷⁰ 「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）

⁷¹ 東アジア地域包括的経済連携

⁷² 「インフラシステム輸出戦略（平成30年度改訂版）」（平成30年6月7日経済インフラ戦略会議決定）

高いインフラの国際スタンダード化を推進する。

(4) 分野別の対応

① 農林水産新時代の構築

農林水産業全般にわたっての改革を力強く進めることで、攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。これらの取組により、食料安全保障の確立を図る。

農業者の所得向上を図るため、農業者が自由に経営展開できる環境の整備と農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していく⁷³。AI・IoT等を活用したスマート農業の実現などにより競争力強化を更に加速させる。農地中間管理機構中心の集積体制を確立しつつ、ほ場整備事業と機構との連携円滑化により、農地の整備と集積・集約化を推進するとともに、土地改良事業による農地の大区画化や汎用化・畠地化、中山間地域の収益力を強化する。農協改革を着実に実施するとともに、農業経営体が自らの経営判断で作物を選択できるよう米政策改革の定着も進める。

林業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムを創設し、意欲のある持続的な林業経営者に経営管理を集積・集約化する。また、このシステムの創設を踏まえ、平成31年度税制改正において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設する。また、路網整備や高性能林業機械の導入、CLT⁷⁴を含めた木材の中高層建築物等への利用拡大、生産流通構造改革及びセルロースナノファイバー⁷⁵の研究開発などを推進する⁷⁶。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指して、「水産政策の改革について」⁷⁷に即して、科学的・効果的な評価方法及び管理方法による新たな資源管理システムの構築や水産物の流通構造改革、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し、改革の方向性に合わせた漁協制度の見直しに取り組む。これらの改革を後押しするため、資源調査・情報収集体制の拡充・整備、減船・休漁措置の円滑な実施、漁業収入安定対策の機能強化、生産性の高い漁船等の導入・更新、養殖業発展のための環境整備、産地市場の統合や消費地における流通拠点の確保、資源管理から流通に至るICT活用体制の整備、持続可能な漁業・養殖業の認証、漁村の活性化、国境監視機能等の発揮、人材確保・育成の強化等を推進する。また、水産資源の管理徹底などのため漁業取締体制を増強する。

⁷³ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）及び「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づく。

⁷⁴ Cross Laminated Timber : 直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル。

⁷⁵ 木材等から得られるセルロース繊維の集合体（パレプ）をナノ化（微細化）したもの。

⁷⁶ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく。

⁷⁷ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月1日農林水産業・地域の活力創造本部改訂）別紙8。

農林水産業の輸出力強化に向け、生産者等への必要な情報の提供、グローバル産地⁷⁸の形成、マッチングできる環境の整備、JFOODO⁷⁹による戦略的マーケティング等に取り組む⁸⁰。特に、米の輸出については、今般中国向けに追加された精米工場2施設及びくん蒸施設5施設も最大限活用し、効果的な輸出拡大を支援する。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックも契機として、JAS⁸¹、HACCP⁸²、GAP⁸³など規格・認証の活用や国際規格化を戦略的に推進するとともに、効果的・効率的な輸出拠点整備をハード・ソフト両面で進める⁸⁴。

有害鳥獣の対策を強化するとともに、安全・安心なジビエの利活用を進める。

② 観光立国の実現

2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人、消費額を8兆円とする目標⁸⁵を達成し、観光先進国、観光の基幹産業化を実現するため、新たに創設する国際観光旅客税による財源も活用しながら、ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備など、より高次元な施策を展開する。

観光資源の開拓や快適に観光を満喫できる環境の整備などにより、リピーターの地方への誘客や体験型観光の充実、長期滞在化を図る。公的施設の更なる開放を進め、古民家等の活用や景観の優れたまちづくり、ダム等のインフラを活かした観光を推進する。国立公園や文化財等を保全・活用するとともに、VR⁸⁶の活用やナイトタイムの有効活用などを促進する。首都圏空港の機能強化、国際クルーズ拠点の形成や自転車利用環境の創出等に取り組む。

我が国の観光の魅力を、国内外の拠点を活用し、効果的に発信するほか、ビザの戦略的緩和、MICE⁸⁷誘致等に取り組む。また、最新技術の活用やCIQ⁸⁸の計画的な体制整備などにより出入国を円滑化するとともに、無料Wi-Fiの導入などを通じて、世界水準の旅行サービスを実現する。DMO⁸⁹の育成のほか、実践的即戦力人材の育成や外国人材の活用を推進するとともに、双方向の人的交流の拡大を図る。多様な宿泊ニーズに対

⁷⁸ グローバル産地：マーケットインの発想に立ち、海外の買い手が欲しいものを、欲しい量だけ、欲しい時に輸出できる産地。

⁷⁹ The Japan Food Product Overseas Promotion Center：日本食品海外プロモーションセンター

⁸⁰ 「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づく。

⁸¹ Japanese Agricultural Standard：日本農林規格

⁸² Hazard Analysis and Critical Control Point（危害要因分析・重要管理点）：食品の衛生管理の手法

⁸³ Good Agricultural Practice：農業生産工程管理

⁸⁴ 「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づく。

⁸⁵ 「観光立国推進基本計画」（平成29年3月28日閣議決定）及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）による。このほか、2020年に地方部での外国人延べ宿泊者数7000万人泊、外国人リピーター数2400万人の目標も位置付けられている。

⁸⁶ Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）：コンピューターを用いた仮想現実

⁸⁷ 企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Event)の略称。

⁸⁸ 税関(Customs)、出入国管理(Immigration)、検疫(Qarantine)を包括した略称。

⁸⁹ Destination Management/Marketing Organizationの略称：観光地域づくりの舵取り役を担う法人

応するため、違法民泊対策を含めた健全な民泊サービスの普及などを進める。さらに、いわゆる白タク行為の防止に取り組む。外国人旅行者への対応を向上させるため、医療通訳の評価体制の構築や医療コーディネーターの養成など地域医療機関における外国人患者受入れ体制の構築、キャッシュレス環境の整備、多言語対応やトイレの洋式化、相談窓口の整備などに取り組む。誰もが安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進するため、バリアフリー化や耐震化などの取組を進める。

IR⁹⁰の整備を推進することにより、国際会議場・展示場等や、家族で楽しめるエンターテインメント施設を一体的に運営し、我が国の伝統・文化・芸術等を活かしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現する。その際、世界最高水準のカジノ規制やその執行体制の整備等により様々な懸念に万全の対策を講じる。また、ギャンブル等依存症対策を徹底的かつ包括的に実施する⁹¹。

2025年国際博覧会について、大阪・関西への誘致の成功に向け、内閣としても全力で取り組む⁹²。ワールドマスターズゲームズ2021関西の円滑な開催に向け、組織委員会等と協力する。

③ 文化芸術立国の実現

「文化芸術推進基本計画」⁹³や「文化経済戦略」⁹⁴に基づき、2020年までを文化政策推進重点期間と位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR⁹⁵作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画の口ヶ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議（ICOM）京都大会2019⁹⁶の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。

文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータルの構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。

コンテンツや衣食住を含む日本固有の魅力を創造して、発信し、商品・サービスの海

⁹⁰ Integrated Resort: 特定複合観光施設

⁹¹ 「ギャンブル等依存症対策の強化について」（平成29年8月29日ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議決定）

⁹² 「大阪府における2025年国際博覧会の立候補及び開催申請について」（平成29年4月11日閣議了解）

⁹³ 「文化芸術推進基本計画」（平成30年3月6日閣議決定）

⁹⁴ 「文化経済戦略」（平成29年12月27日内閣官房・文化庁決定）

⁹⁵ Virtual Reality（バーチャル・リアリティ）：コンピューターを用いた仮想現実。

⁹⁶ 国際博物館会議（ICOM: International Council of Museums）：2019年9月に京都にて我が国で初めての博物館に関する世界大会を開催（世界141か国・地域から参加予定）。

外展開やインバウンド消費の拡大を図るクールジャパン戦略⁹⁷を深化させ、地域プロデュース人材の育成や国内外拠点の活用などを進めるとともに、国民が適正な対価で興行・イベント等を享受できる環境を整備する。

国立公文書館について、新たな施設の建設に向けて取り組み、その機能を充実させる。

④ スポーツ立国の実現

ポスト2020年を見据え、スポーツ市場を拡大し、その収益をスポーツ環境の改善に還元し、スポーツ参加人口の拡大につなげる好循環を生み出す。スタジアム・アリーナ改革等を通じたスポーツの成長産業化、日本版NCAA⁹⁸創設等の大学スポーツの振興、スポーツツーリズムをはじめとするスポーツを核とした地域活性化など、スポーツ全般にわたって民間資金の活用を推進する。また、総合的な障害者スポーツの振興、国際競技力の強化、スポーツ実施率⁹⁹の向上、スポーツを通じた健康増進や国際貢献を図るとともに、これらが相互に影響し合う好循環につなげる。さらに、スポーツ・インテグリティ確保のためスポーツ団体のガバナンス強化等¹⁰⁰を推進する。

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、レガシーの創出と、我が国が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、治安対策やサイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策など大会の円滑な準備を着実に進める¹⁰¹。また、ボランティア人材の育成・普及、「復興オリンピック・パラリンピック」¹⁰²の実現、ホストタウンによる地域活性化や国際交流を推進するとともに、beyond2020プログラム¹⁰³等を通じて日本文化の魅力を発信する。深層学習¹⁰⁴による自動翻訳システムの開発・普

⁹⁷ eスポーツ（「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称とされている）などを含む。

⁹⁸ National Collegiate Athletic Association：米国において、大学スポーツ全体の適切な組織運営を管理するとともに大学スポーツビジネスを推進するための大学横断的・競技横断的な統括組織。

⁹⁹ 運動・スポーツを行う者の割合のことであり、第2期スポーツ基本計画（平成29年3月24日文部科学大臣決定）では、2021年度までに、成人の週1回以上のスポーツ実施率を、現状の約42%から65%程度になることを目指すとされている。

¹⁰⁰ スポーツ・インテグリティとはドーピング・暴力・ハラスマント等の不正がない状態、スポーツに携わる者の誠実性・健全性・高潔性と国際的に通念されており、ガバナンス強化等の取組とはスポーツ団体の組織運営に関する評価指標の作成や評価指標に基づくモニタリング等である。

¹⁰¹ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るために基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）等に基づく。

¹⁰² 東日本大震災からの復興を後押しするとともに復興に向かいつつある被災地の姿を世界に発信する機会として位置付けられた2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会。

¹⁰³ 「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」により決定（平成28年3月2日）し実施。2020年以後を見据え、多様な団体が実施する共生社会・国際化につながるレガシーを創出する活動等について認証し、そうした取組を広く支援する。

¹⁰⁴ 多層構造の人工神経回路網を用いたコンピューターによる学習。

及や、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進など¹⁰⁵、大会を通じた新しい日本の創造に関する取組を地方自治体や民間企業と連携しながら進める。

⑥ 既存住宅市場の活性化

人生100年時代において、多様なライフステージに対応した住まいの確保を目指す。このため、民間賃貸住宅による住宅セーフティネット制度や公的賃貸住宅の活用を図りつつ、若者・子育て世代が安心して結婚でき、子育てしやすく、高齢者等が安心して暮らせる良質な住環境の整備や、住み替えへの支援などを一体的に進める。

また、空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。

⑦ 宇宙開発利用の推進

準天頂衛星¹⁰⁶システムについて、7機体制の確立と機能・性能向上を図り、G空間プロジェクト¹⁰⁷と連携しつつ、先進的な利用モデルを創出する。また、宇宙産業の更なる拡大を目指し、新たなビジネスの創出を促すため政府衛星データを容易に利用できる仕組みを着実に整備するとともに、次期基幹ロケットH3の開発、情報収集衛星の機数増や宇宙探査活動に資する技術実証などを効率的にメリハリを付けながら実施しつつ、我が国の一層の宇宙利用を促す環境整備を進める。

6. 地方創生の推進

アベノミクスの推進により回りつつある経済の好循環を一層拡大していくためには、経済成長の果実を都市から地方へ、大企業から中小企業・小規模事業者へ波及させていくことが不可欠である。

地域経済の中核を担う中堅・中小企業・小規模事業者を後押しするとともに、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込むという地方への新しいひとの流れをつくり、まちづくりとまちの活性化につなげていく。このようにして活性化した地域をネットワークで結ぶことにより、東京一極集中を是正し、これから時代にふさわしい国土の均衡ある発展を目指す。

人口減少克服と地方創生を実現するためには、同一地方自治体内における政策を検討するだけではなく、地方自治体間の連携を深め、広域的な経済圏を念頭に置いた政策を推進することが不可欠である。

¹⁰⁵ 「ユニバーサルデザイン2020行動指針」(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)に基づく心のバリアフリーやユニバーサルデザインの街づくりなどが挙げられる。

¹⁰⁶ 我が国のほぼ真上を通る軌道を持つ人工衛星。複数機を運用することで安定した高精度測位が可能となる。

¹⁰⁷ 「地理空間情報活用推進基本法」(平成19年法律第63号)に基づき、地理空間情報(空間上の特定の位置を示す情報とこれに関連付けられた情報。「G空間情報」とも呼ぶ。)についての世界最先端の技術を高度に活用できる社会を実現することで、国民生活の安全・安心の確保と経済成長の実現を図る取組。

(1) 地方への新しいひとの流れをつくる

地方から大都市圏への人口移動の大半を占める大学進学や就職をする若者の動きに歯止めをかけるため、地方自治体・大学・高等学校・地元産業界等の連携を強化することで、地域人材の育成・還流を図る仕組み（地域人材エコシステム）を構築する。さらに、地方大学・産業創生法¹⁰⁸に基づき、キラリと光る地方大学づくり等による地域における若者の修学・就業を促進する。同時に、雇用機会を創出するため、地域における産業振興への取組を支援するとともに、政府関係機関移転基本方針¹⁰⁹等に基づき政府関係機関の移転の取組を着実に進めるほか、本社機能の地方移転、産学官の連携による地域密着型企業の立上げを促進する。地域への対日直接投資促進策¹¹⁰を実施し、地域が有する強みを外国企業が持つ販路・技術・人材・ノウハウと結び付ける。地方での生活の魅力を知ってもらうために、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信を進める。

若者をはじめ様々なライフステージに応じた移住・交流の推進を図るため、U・I・Jターンを望む人材や、地域の女性・高齢者等が、地域で起業や中小企業等での事業承継、新規就業を円滑に実現できるよう、地方自治体による全国規模のマッチングを支援する。あわせて、地方創生推進交付金や雇用関係助成金を活用した必要な支援を行う。また、在外の親日外国人材の活用を促進するとともに、優秀なプロフェッショナル人材の地方への呼込みを促進するほか、生活拠点を移して活動する地域おこし協力隊を拡充する。

地方への移住のきっかけを広げるため、地域外の者にまちづくりに関わる機会を提供するとともに、農泊や子供の農山漁村体験を体系的に促進する。また、社会性と収益性を両立させつつ、地域の課題を解決するソーシャルビジネスを振興するための事業環境整備や、その効果的な活用手法について検討する。

(2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

地域経済の中核を担う中堅・中小企業・小規模事業者は深刻な人手不足に直面しており、量・質双方での人材確保への支援を図るとともに、生産性向上や経営に対する支援を強化する。

具体的には、人材の確保に向けて、即戦力となる中核人材の確保を支援するとともに、若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人材の育成や、経営支援機関の人材発掘支援機能の強化等に取り組む。

生産性の向上のため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」の活用による3年間で約100万社のITツールの導入や、生産現場へのIoT・ロボットの導入・利用を促進するとともに、自動車の電動化等の新たな成長分野への進出に関する支援を行う。地域の中核企業が地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する事業について、各種の支援策を集中的に投入し、3年間で2000社程度の支援を目指す

¹⁰⁸ 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」（平成30年法律第37号）

¹⁰⁹ 「政府関係機関移転基本方針」（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）

¹¹⁰ 「地域への対日直接投資サポートプログラム」（平成30年5月17日対日直接投資推進会議決定）

とともに、小規模企業振興基本計画¹¹¹の改定により、地域の産業実態に応じた支援の在り方を示す。

経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。事業承継については、拡充された事業承継税制に加え、M&Aの支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。また、中小企業・小規模事業者に関する行政手続を簡素化する。

(3) まちづくりとまちの活性化

地方への新しいひとの流れを支え、人口減少が進む中でも、人々が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進める。

より高い水準のユニバーサルデザイン化¹¹²を推進しながら、「子育てに寄り添うまちづくり」に取り組む。また、高齢者が安心して暮らせるよう、地域の生活機能を集約したコンパクトなまちづくりを健康づくりと合わせて進める。一定の人口を有する圏域¹¹³を形成し、医療・交通・教育・産業などの分野における近隣市町村の連携を促進する。民間団体が主体となって行うまちづくり活動に対し、その財源確保等を支援する制度¹¹⁴の活用を促進する。民間による都市開発事業を促進するため、まちづくりの計画等に関する情報共有を支援し¹¹⁵、関係者の合意形成や投資家の理解を促進する。

まちの活性化に向けて、まちづくり推進体制の強化や波及効果の高い民間投資を促進するとともに、シェアリングエコノミーについて、消費者等の安全を守りつつ、イノベーションと新ビジネス創出を促進する観点から、その普及促進を図る。あわせて、分野横断的なデータ利活用やロボット・AIによる自動化などアグレッシブなICTの導入を進める。また、マイナンバーカードと実証稼働中の自治体ポイントの活用によりクレジットカード等のポイントを合算し、地域におけるキャッシュレス化推進の仕組みを全国各地に導入・展開する。近未来技術の社会実装やスーパー・メガリージョン¹¹⁶の効果を引き出す都市再生プロジェクトを進める。海事クラスター¹¹⁷の活性化、産業を支える

¹¹¹ 「小規模企業振興基本計画」（平成26年10月3日閣議決定）

¹¹² 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、生活環境をデザインすること。

¹¹³ 連携中核都市圏（地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点）など。

¹¹⁴ 地域再生エリアマネジメント負担金制度：地域の稼ぐ力や地域価値の向上を図る「稼げるまちづくり」を推進するため、市町村が、地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度。

¹¹⁵ i – 都市再生：まちづくりの計画や効果を3Dの地図によって「見える化」する情報基盤。

¹¹⁶ リニア中央新幹線の開業を見据え、三大都市圏がそれぞれの持つ個性を更に際立たせ、一体化することによりイノベーションを起こす世界最大の圏域。

¹¹⁷ 海運業・造船業を中心とした、船員、舶用工業、船舶賃貸業、港湾関連業等の海事産業、金融保険、教育機関・研究機関などの海事産業の関連産業・関連機関の地理的な集積。

港湾の強化などを通じ、地域経済を押し上げる。

（4）意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等

地方に新しいひとの流れをつくり、「まち」を活性化するためには、各地域が課題解決に主体的に取り組むという意欲が重要であり、こうした意欲のある地方自治体を、情報・人材・財政の面から支援する。

地方自治体の創意工夫を喚起するためにも、地方分権改革を着実かつ強力に進める。地方からの提案をいかに実現するかという姿勢で提案募集を行うとともに、改革の成果を国民が実感できるよう、優良事例の普及や情報発信の強化に努める。道州制について、基本法案の動向を踏まえ、必要な検討を進める。

（5）これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展

人口減少・少子高齢化の下、各地域の個性を活かしたこれからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展を図る。こうした観点に基づき、都道府県・地域ブロックを越えた広域連携など、対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」¹¹⁸を推進する。さらに、東京一極集中の是正に向けて、中枢中核都市の機能強化を図り、企業誘致や地域の企業の事業拡大等によって企業活動が活性化し、人や大学が集積する魅力ある拠点にしていくための方策について検討し、年内に成案を得る。

人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携¹¹⁹を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

「北海道総合開発計画」¹²⁰に基づき、北海道の農水産品の輸出拡大や、北方領土隣接地域の振興を図る。アイヌ文化の復興・創造及び国民理解の促進を図りつつ、国際観光や国際親善に寄与するため、2020年4月に国立アイヌ民族博物館、国立民族共生公園などからなる民族共生象徴空間を開業し、年間100万人の来場者を目指す。また、この取組と、アイヌ文化の伝承等に関する取組や、地方自治体、経済界等による地域振興、産業振興などの取組との連携を併せて推進することにより相乗効果を高めていくとともに、立法措置を含むアイヌ政策の総合的な検討を行う。

（6）沖縄の振興

沖縄は、成長が著しいアジアの玄関口に位置付けられるという地理的特性や全国一高い出生率など、大きな優位性と潜在力を有している。これらを活かし、日本経済再生の牽引役となるよう、国家戦略として沖縄振興策を総合的・積極的に推進する。

¹¹⁸ 第二次国土形成計画（全国計画）（平成27年8月14日閣議決定）及び広域地方計画（平成28年3月29日国土交通大臣決定）

¹¹⁹ 世界遺産登録を見据えたものを含む。

¹²⁰ 「北海道総合開発計画」（平成28年3月29日閣議決定）

国家戦略特区などの活用による観光客の利便性向上や、クルーズ船の受入環境を改善する港湾整備、那覇空港の滑走路増設など、観光産業の戦略展開や国際物流拠点の形成を進める。また、科学技術・イノベーションの国際的拠点を目指した沖縄科学技術大学院大学の規模拡充とともに、ITやものづくりの中核を担う人材の育成、米国の協力を得た英語教育の充実、深刻な子供の貧困への対策などにより、沖縄における人づくり革命と生産性革命を実現する。

米軍基地の迅速な跡地利用を推進する。西普天間住宅地区跡地については、関係府省の連携の下、琉球大学の医学部と附属病院を移設し、沖縄の特性を踏まえた沖縄健康医療拠点の形成を進める。

また、琉球泡盛の海外輸出プロジェクトなどを通じ、沖縄県産酒類の振興を促進する。

7. 安全で安心な暮らしの実現

(1) 外交・安全保障の強化

① 外交

自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携し、世界の平和と繁栄をリードするとともに、世界で保護主義や内向き傾向が強まる中で、これらの基本的価値と自由で公正な高い水準の貿易・投資ルールを世界に広めていくため、政治基盤が安定した我が国こそが、国際社会で主導的な役割を果たしていくかなければならない。日米同盟を基軸としながら、積極的平和主義を実践し、地球儀を俯瞰する外交に取り組む。

2019年にG20サミットが初めて我が国で開催される。世界経済の成長と市場の安定のため、国際協調の強化に更なるリーダーシップを発揮していく。

積極的平和主義の旗の下、持続可能な開発目標（SDGs¹²¹）の実現に向けて、貧困対策や保健衛生、教育、環境・気候変動対策、女性のエンパワーメント¹²²、法の支配など、人間の安全保障に関わるあらゆる課題の解決に、日本の「SDGsモデル」¹²³を示しつつ、国際社会での強いリーダーシップを発揮する。2019年に我が国で開催される第7回アフリカ開発会議¹²⁴に向け、日本企業のアフリカ投資を促進しつつ、官民一体で産業人材育成を含むアフリカが直面する課題の解決に貢献していく。また、即位の礼の際に訪日する各国元首などの接遇に万全を期す。

北朝鮮に政策を変えさせるため、毅然とした外交を展開する。完全な、検証可能なかつ、不可逆的な方法で、全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミサイルを廃棄させ、そして、引き続き最重要課題である拉致問題を解決する。

¹²¹ Sustainable Development Goals の略。

¹²² 女性のエンパワーメントについて国際的なリーダーシップを発揮するため、2014年から毎年度、「国際女性会議AW！W！」を開催し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について、国際社会に発信するなどしている。

¹²³ 第4回SDGs推進本部（平成29年12月開催）決定の「SDGsアクションプラン2018」において、「Society 5.0」の推進、地方創生、女性・次世代のエンパワーメントを3本柱とする日本の「SDGsモデル」を構築し、国際社会で発信することが掲げられた。

¹²⁴ 第7回アフリカ開発会議：TICAD（Tokyo International Conference on African Development）7

基本的価値を共有する国々と連携して、地球儀を俯瞰^{ふかん}する外交を、ソフトパワーも活用しながら積極的に展開し、世界の平和と繁栄に貢献するとともに、積極果敢に国益を追求する。太平洋からインド洋に至る広大な海を将来にわたって、全ての人に分け隔てなく平和と繁栄をもたらす公共財とするため、ODAも活用し、地域内外の連結性を強化することで、「自由で開かれたインド太平洋戦略」¹²⁵を推進する。また、在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化、国際機関邦人職員の増強、戦略的対外発信の更なる強化、草の根レベルからの日米関係強化の取組、「JICA開発大学院連携」も活用した親日派・知日派の育成、中南米等の日系社会との連携強化等に積極的に取り組む。

国際機関とODAを適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODAを通じた開発協力を強化する。

また、これらの取組の基盤となる、人的体制や在外公館の整備、効率的・機動的な外交を目指す取組の強化を含め、外交実施体制の整備を推進する。

② 安全保障

近年、周辺国による軍事力の近代化・強化や軍事活動などの活発化の傾向がより顕著にみられるなど、我が国の安全保障環境が厳しさを増している中にあって、国家安全保障戦略¹²⁶に基づき、国家安全保障会議の司令塔機能の下、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施する。

日米の緊密な連携の下、あらゆる事態に備え、高度の警戒態勢を維持するとともに、いかなる事態にあっても、国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、情報収集・分析機能や危機管理機能¹²⁷を含め、我が国の防衛力を大幅に強化する。また、これを支える防衛産業についても、民生分野の知見活用、競争環境の確保、徹底した原価の低減などの施策に取り組み、その結果生じ得る企業の再編や統合も視野に効率化・強靭化を図る。

2018年末に向けて防衛計画の大綱¹²⁸の見直しや次期中期防衛力整備計画の検討を進め、サイバー空間や宇宙空間などの新たな領域の活用が死活的に重要になっていることを踏まえ、これらの領域における対処能力の強化も含め、国民を守るために真に必要な防衛力の在るべき姿を示す。あわせて、在日米軍再編及び基地対策の推進などを図る。

海洋政策上幅広く捉えた「総合的な海洋の安全保障」を基本的な方針とする新たな海洋基本計画¹²⁹、海上保安体制強化に関する方針¹³⁰等に基づき、「法の支配」に基づく海洋秩序の維持・強化、領海警備・海洋監視・海洋調査体制等の強化、情報収集・共有体

¹²⁵ 自由で開かれたインド太平洋を介してアジアとアフリカの連結性を向上させ、地域全体の安定と繁栄を促進する新たな外交戦略として、平成28年8月27日に安倍内閣総理大臣が発表。

¹²⁶ 「国家安全保障戦略」(平成25年12月17日閣議決定)

¹²⁷ 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達など。

¹²⁸ 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成25年12月17日閣議決定)

¹²⁹ 「第3期海洋基本計画」(平成30年5月15日閣議決定)

¹³⁰ 「海上保安体制強化に関する方針」(平成28年12月21日海上保安体制強化に関する関係閣僚会議決定)

制の強化をはじめとする海洋状況把握¹³¹の能力向上¹³²、国境離島の保全・地域社会の維持などに取り組む。

(2) 資源・エネルギー、環境対策

① 資源・エネルギー

エネルギー制約の克服・2050年に向けたエネルギー転換・脱炭素化¹³³に挑戦する。このため、自主的な取組はもとより、省エネを、規制と支援の両面で、住宅・建築物や自動車をはじめ、あらゆる分野で徹底する。また、再生可能エネルギーについて、最大限の導入拡大と国民負担抑制を両立させるため、コスト低減や事業環境整備、系統制約克服、調整力確保に取り組み、主力電源化を目指す。新たなエネルギーシステムを構築するため、電力・ガス市場の競争活性化等による国民負担の抑制や、自由化の下での環境適合や安定供給等への対応、「水素基本戦略」¹³⁴に基づく水素需要の拡大・供給体制の構築、バーチャル・パワー・プラント¹³⁵等の次世代調整力の活用、エネルギーの地産地消¹³⁶の推進などに取り組む。優れた低炭素技術の開発に取り組み、海外展開を進めることで、温室効果ガスの世界的な排出削減に貢献する。

原子力については、安全性確保を全てに優先させ、原子力規制委員会が世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認めた原子力発電所については、その判断を尊重し再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体などの関係者の理解と協力が得られるよう取り組む。また、事業者の自主的安全性向上や防災対策の強化、使用済燃料の再処理・放射性廃棄物の最終処分に関する取組、技術開発、人材育成、国際協力などをを行う。また、新たな検査制度の円滑な施行に向けた準備など、実効ある原子力規制を着実に推進する。

リスクマネー供給等¹³⁷による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、資源開発産業の競争力強化に向け、物理探査船更新によるデータ集積能力やA I・I o T等を応用した革新的技術の獲得等を促進する。また、アジアでのL NG¹³⁸需要開拓や、L NGバンカリング¹³⁹拠点形成等を推進する。加えて、国内外での自動車の電動化や再エネ・新エネ機器の普及により必要となる鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。国内でも、石油・天然ガス開発の促進や、メタンハイドレート・海底熱水鉱床・レアアース泥などの海洋資源の開発・商業化に向け官民で取り組む。また、平時有事を問わず、国内の石

¹³¹ MDA (Maritime Domain Awareness) と呼ぶ。

¹³² 「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成30年5月15日総合海政政策本部決定）に基づく。

¹³³ 脱炭素化とは、今世紀後半の世界全体での温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡の達成に向けて、化石燃料利用への依存度を引き下げるなどにより温室効果ガス排出を低減していくことをいう。

¹³⁴ 「水素基本戦略」（平成29年12月26日再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議決定）

¹³⁵ Virtual Power Plant：仮想発電所

¹³⁶ 例えば、下水汚泥等の廃棄物バイオマスの活用など。

¹³⁷ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）における対応。

¹³⁸ Liquified Natural Gas：液化天然ガス

¹³⁹ 船舶へのL NG（液化天然ガス）の燃料供給。

油・LPGの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組む。

② 環境対策

気候変動の脅威に対する世界全体の取組として、パリ協定¹⁴⁰の下、「地球温暖化対策計画」¹⁴¹に基づき、経済成長と国内の温室効果ガスの大幅な排出削減を両立させる。2019年のG20の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界の脱炭素化を牽引するとの決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく温室効果ガス低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。

気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、気候変動適応法¹⁴²の下、情報基盤の整備を進め、農業や防災等に関する適応策を推進する。

循環共生型社会を構築するため、汚水処理事業のリノベーション、廃棄物の有効利用等による資源生産性¹⁴³の向上、地域特性を活かした地域循環共生圏の創造、健全な水循環の維持・回復、廃棄物処理・浄化槽の国際展開、生物多様性の保全、マイクロプラスチック等の海洋ごみ対策、化学物質対策、グリーン冷媒技術¹⁴⁴の開発・導入・国際展開などに取り組む。

(3) 防災・減災と国土強靭化の推進

我が国は、その自然条件から、場所を問わず、様々な自然災害が起こりやすい環境にある。国民の生命と財産を守るため、近年の災害の発生状況や気候変動の影響を踏まえ、体制整備に努めつつ、ハード・ソフト両面において防災・減災対策、国土強靭化の取組を進める。

被災者の迅速な救命・救助や被害の最小化を図るため、ICTの活用により情報共有を強化するとともに、広域化をはじめとした消防体制の強化に加えて、域外からの緊急援助体制¹⁴⁵を強化する。国及び地方自治体の災害救助体制の充実など、地域の災害対応力の向上を図る。また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設について、耐震化やトイレ環境の改善、機能継続確保を進める。さらに、自主防災組織等の育成・教育訓練や、消防団を中心とした地域防災力の充実強化、新技術を活用した河川管理の高度化及びそれらによる避難の迅速化を図る。被災地の早急な復旧・復興に向けて、激甚災害指定を早期化するとともに、緊急災害対策派遣隊¹⁴⁶の体制・機能を拡充・強化する。被災

¹⁴⁰ パリ協定：平成28年11月4日発効（日本：同年11月8日受諾、12月8日日本について効力発生）

¹⁴¹ 「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）

¹⁴² 「気候変動適応法」（平成30年法律第50号）

¹⁴³ 資源生産性：天然資源等投入量当たりの附加価値

¹⁴⁴ 代替フロンに代わる温室効果が低い冷媒及びそれを活用した機器に関する技術

¹⁴⁵ 緊急消防援助隊（大規模災害や特殊な災害が発生し被災地の消防機関だけでは対処できない場合に、被災地の要請を受けて地域外から駆け付ける消防の応援部隊）及び被災市街区町村応援職員確保システム（大規模災害発生時に被災市街区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み）を含む。

¹⁴⁶ 大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するために派遣される各地方整備局等の職員部隊。TEC-FORCE

者をきめ細かく支援するため、被災者ごとに支援プランを作成する仕組みを検討する。南海トラフ地震について、新たな警戒体制を構築する。また、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。

強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靭化基本計画」¹⁴⁷を見直すとともに、「国土強靭化アクションプラン 2018」¹⁴⁸を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるとともに、災害時等の社会貢献に取り組む企業等を認証するよう事業継続の認証制度を充実するほか企業の生産力の強靭化を図るなど、地方自治体や民間の取組の促進を図る。安全なまちづくりに向けて、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。また、災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進めるとともに、医療活動訓練等において被災地域で必要とされる医療モジュール¹⁴⁹について実証を推進する。さらに、「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。

原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。

(4) 暮らしの安全・安心

① 治安・司法

暴力団などによる組織犯罪、サイバー犯罪、薬物犯罪、振り込め詐欺などの特殊詐欺、性犯罪・児童虐待を含む女性や子供への暴力など、近年、深刻化する犯罪への対策も充実させ、必要に応じ多数の機関が連携して良好な治安を確保する。また、ワンストップ支援センターの地域差のない全国への展開や犯罪被害者等支援のための施策を推進する。痴漢被害の防止については、鉄道事業者等と連携し、取組を強化する。

検挙者の約半数が再犯者という現状を踏まえ、「再犯防止推進計画」¹⁵⁰に基づき、職業訓練・就労支援、福祉等の利用促進、女性等の特性に応じた指導、保護司・協力雇用主・更生保護施設の活動促進、民間資金活用、地方自治体との連携、矯正施設の環境整備等を強化する。子供の死因の分析とその情報の共有¹⁵¹、違法薬物による中毒死等に対する検査・解剖の推進等により、死因究明の体制を強化する。

治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。あわせて、国際法等の知見を有する国際的な司法人材を育成する。日本型司法制度の強みを重要なソフ

¹⁴⁷ (Technical Emergency Control Force) とも呼ぶ。

¹⁴⁸ 「国土強靭化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)

¹⁴⁹ 「国土強靭化アクションプラン 2018」(平成30年6月5日国土強靭化推進本部決定)

¹⁵⁰ コンテナ等の中に医療資機材を搭載することにより、医療機能を運搬可能にするもの。

¹⁵¹ 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

¹⁵¹ C D R (Child Death Review) : 子供の死因を分析し、データバンクで情報共有。

トパワーとし、京都コングレス 2020¹⁵²の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。

あわせて、司法制度改革推進法¹⁵³の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進するほか、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組、若年層の抱える問題を中心とした人権擁護活動、人権侵害の実態を踏まえた適切な啓発活動、高齢運転者対策などの交通安全対策を進める。

② 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、テロの発生を未然に防止し、サイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、先端技術の利活用等を含めたテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化するとともに、国際社会や産学と連携しながら、水際対策・入国管理や警戒・警備を強化する。鉄道におけるテロ対策の強化について、関係府省庁が連携し、新幹線を含め対応を図る。あわせて、感染症対策について、国内対策を推進するとともに、国際枠組みや研究・検査・治療体制、薬剤耐性対策等を強化する。また、G20サミットについて、警備等を円滑に実施するための体制を構築する。

③ 共助社会・共生社会づくり

社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働（コレクティブインパクト¹⁵⁴）、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンス¹⁵⁵の活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。

全ての人々が地域暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。
障害者の地域生活への移行や農福連携¹⁵⁶を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。また、障害者と障害がない者との比較を可能とするため、障害者統計について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」¹⁵⁷に従い、充実を図る。

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクト¹⁵⁸の実態把握等の観点

¹⁵² 「第 14 回国際連合犯罪防止刑事司法会議」（2020 年日本開催予定）

¹⁵³ 「司法制度改革推進法」（平成 13 年法律第 119 号）

¹⁵⁴ 分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを活かした取組を集中的に、効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的成果の創出を目指すこと。

¹⁵⁵ 成果報酬型民間委託やソーシャル・インパクト・ボンドなど。

¹⁵⁶ 高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

¹⁵⁷ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）

¹⁵⁸ 在宅で高齢者等が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

から、関係機関の専門性の向上や連携の強化・体制の整備を図る。改正生活困窮者自立支援法¹⁵⁹に基づき、就労・家計・住まいの課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援体制の整備を推進する。成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策を総合的・計画的に推進する。

性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。あわせて、デジタル格差のないインクルーシブ（包摂的）な社会を実現するため、高齢者、障害者等に対するICT利活用支援に取り組む。

SNS等を活用して、いじめ等に関する相談を進めるとともに、若者向けの相談・支援や地域レベルの取組への支援を強化するなど、自殺総合対策を推進する。また、ガイドラインの作成や診療体制の充実などの慢性疼痛対策¹⁶⁰に取り組む。

2022年4月に予定されている成年年齢18歳への引下げを見据え、若者の意見を反映した効果的な周知活動、厳格な与信審査、自立支援、成人式の在り方を検討するなど、関係府省庁連絡会議¹⁶⁰を活用しつつ、必要な環境整備を推進する。

④ 国民皆保険

世界に冠たる我が国の国民皆保険は、国民の健康を増進し、国民の安心と経済成長の礎となってきた。新しい時代に対応した全世代型社会保障を構築するとともに、国民皆保険を維持、次世代に継承し、国民の暮らしにおける安心と安全を確保する。

⑤ 消費者の安全・安心

消費者の安全・安心を確保するため、成年年齢の引下げを見据えた未成年への消費者教育の強化や高齢者等の見守りネットワーク構築、内部通報制度に係る認証制度の導入による事業者のガバナンスの強化、HACCPに沿った衛生管理の推進等による食の安全の確保、遺伝子組換え食品の表示基準等の充実を進めるとともに、食品ロスの削減に向け、国、地方自治体、事業者、消費者などの様々な関係者が連携した国民運動の推進やICT活用等による民間企業の取組の促進等を図る¹⁶¹。

（5）少子化対策、子ども・子育て支援

少子化という我が国の社会経済の根幹を揺るがしかねない国難を克服する。このため、個々人が希望する時期に結婚でき、かつ、希望する子供の数と生まれる子供の数との乖離をなくしていくための環境を整備し、「希望出生率1.8」の実現を目指す。

子育てに対して一人ひとりが温かい手を差し伸べ、共に応援していくという社会的気運を醸成しながら、地域社会において活力・意欲あるシニア層の参画を促進するなど、子育ての支え手の多様化を図るとともに、結婚、妊娠、出産段階からの切れ目のない支援に取り組む。また、男女ともに希望すれば働き続けながら子育てができる多様なライ

¹⁵⁹ 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（平成30年法律第44号）

¹⁶⁰ 成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議

¹⁶¹ 「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）

フスタイルが選択可能な環境をつくる。

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。

また、世代を超えた貧困の連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭の支援や子供の学習支援、スクールカウンセラー等による教育相談の充実、配偶者暴力被害等困難を抱えた女性への支援、無戸籍者を生じさせないための施策を推進する。また、離婚に伴う養育費の確実な支払いや安全な面会交流の実現に向けて取り組む。こうした取組を通じ、子供の貧困の解消に向けて社会全体で取り組む。

子供の命が失われる痛ましい事件が繰り返されないように、市町村、児童相談所の職員体制及び専門性の強化、適切な情報共有など地方自治体間等関係機関との連携体制の強化や適切な一時保護の実施などによる児童虐待防止対策¹⁶²、家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力に推進する¹⁶³。

不妊治療に対する支援を行う。また、ハイリスクな妊婦が、早期に必要な支援を受けつつ、産婦人科を受診できるよう検討を進める。

¹⁶² 2016年・2017年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）改正により、児童福祉法の理念の明確化等や、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を実施。

¹⁶³ 2017年8月、厚生労働大臣に、児童福祉法の理念を具体化する「新しい社会的養育ビジョン」が提言されている。

第3章 「経済・財政一体改革」の推進

1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

安倍内閣では、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、再生計画を定め、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を一体として推進し、経済と財政の一体的な再生を目指してきた。計画期間の当初3年間(2016年度～2018年度)を「集中改革期間」と位置付け、財政健全化目標等を定め、主要分野の改革の方向性を具体化するとともに「改革工程表」を策定し、その取組を進めてきた。

また、2018年3月には経済財政諮問会議に「経済・財政一体改革の中間評価」¹⁶⁴が提出された。

(経済・財政一体改革の総括的な評価)

これまでのアベノミクスにより、デフレ脱却・経済再生に向けた大きな成果が生み出されたが、再生計画で目指していたデフレ脱却と実質2%程度、名目3%程度を上回る経済成長の実現は、いまだ道半ばの状況にある。

財政健全化については、歳出面では、集中改革期間においては再生計画で定めた一般歳出等の目安に沿った予算編成¹⁶⁵が行われたほか、歳入面では、2018年度の国・地方の税収は過去最高の水準を更新する見込みである。しかしながら、成長低下に伴い税収の伸びが当初想定より緩やかだったこと、消費税率引上げ延期や補正予算の影響により、2018年度のP B赤字対GDP比¹⁶⁶の見込みは2.9%程度と、当初の想定よりも進捗に遅れがみられる。また、人づくり革命の安定的財源を確保するため、2019年10月に予定されている消費税率引上げ分の使い道を見直すこととした。これらに伴いP Bの黒字化の達成時期に影響が出ることから、2020年度のP B黒字化目標の達成は困難となった。債務残高対GDP比の上昇は緩やかとなったが、着実な引下げまでには至っていない。

歳出改革の面では、「見える化」やインセンティブの強化を通じた国民、企業、地方公共団体等の行動変容を促す取組について、その浸透に時間がかかっているほか給付と負担に係る制度改革の進捗にも遅れがみられる。

2020年代には、団塊世代が75歳に入り始めることによる社会保障関係費の増加や、高度経済成長期以降に整備されたインフラについて何ら対策を講じなければ維持更新負担が拡大すること、さらには厳しさを増す安全保障環境への対応等に伴う新たな財政需要が予想される。また、人生100年時代の到来や、AI活用など新たな社会変革の可能性等も考慮していく必要がある。

¹⁶⁴ 「経済・財政一体改革の中間評価」(平成30年3月経済・財政一体改革推進委員会)

¹⁶⁵ 集中改革期間の3年間で一般歳出1.6兆円程度、社会保障関係費1.5兆円程度の増加。同期間の高齢化による増加分は1.5兆円程度。

¹⁶⁶ 再生計画では、改革努力のメルクマールとして1%程度としていた。

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等の拡充や低所得者への配慮とともに、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制することが経済全体にとって有益であることから、以下の取組を進めるとともに、消費税率引上げの必要性やその影響を緩和する措置などについて、国民に分かりやすく広報を行う。

(1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し

社会保障の充実と財政健全化のバランスを取りつつ、人づくり革命の安定財源を確保するために、2019年10月1日に予定している消費税率引上げ分の使い道の見直しを行った。具体的には、消費税率の2%の引上げによる5兆円強の税収のうち、従来は5分の1を社会保障の充実に使い、残り5分の4を財政再建¹⁶⁷に使うこととしていたがこれを変更し、教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等¹⁶⁸と、財政再建¹⁶⁹とにそれぞれ概ね半分ずつ充当する。このうち、介護人材の処遇改善について消費税率引上げ日の2019年10月1日に合わせて実施するとともに、幼児教育の無償化についてもこれを目指し、消費税率引上げによる経済的な悪影響を緩和することとする。

(2) 軽減税率制度の実施

2019年10月1日の消費税率10%への引上げに当たっては、低所得者に配慮する観点から、酒類及び外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞について軽減税率制度を実施することとしており、引き続き、制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

(3) 駆け込み・反動減の平準化策

我が国においては、消費税は1989年に導入されて以降、導入時及び税率引上げ時に、一律一斉に価格を引き上げる税制との認識が広く定着している。これに対し、1960年代から1970年代前半に付加価値税が導入され、税率引上げの経験を積み重ねてきている欧州諸国では、税率引上げに当たり、どのようなタイミングでどのように価格を設定するかは、事業者がそれぞれ自由に判断している。このため、税率引上げの日に一律一斉に税込価格の引上げが行われることではなく、税率引上げ前後に大きな駆け込み需要・反動減も発生していない。

消費税は消費に広く公平に負担を求める性格のものであることを踏まえた上で、2019年10月1日の消費税率引上げに当たり、税率引上げの前後において、需要に応じて事業者のそれぞれの判断によって価格の設定が自由に行われることで、駆け込み需要・反動

^{167,169} 後代への負担の付け回しの軽減及び社会保障4経費に係る消費税率引上げに伴う支出の増

¹⁶⁸ 「等」は、従前より消費税率10%引上げ時に実施することとされていた年金生活者支援給付金などの社会保障の充実策（1.1兆円程度）。

減が抑制されるよう、その方策について、具体的に検討する。

一方で、下請等の中小企業・小規模事業者に対する消費税の転嫁拒否等が行われないよう、転嫁拒否等に対する監視、取締りや、事業者等に対する指導、周知徹底等に努め、万全の転嫁対策を講じるとともに、商店街の活性化、中小企業・小規模事業者のＩＴ・決済端末の導入やポイント制・キャッシュレス決済普及を促進する。

（4）耐久消費財対策

2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。

3. 新経済・財政再生計画の策定

（1）基本的考え方

「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針を堅持し、引き続き、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を加速・拡大する。また、経済・財政一体改革のこれまでの進捗・評価を踏まえた対応や将来予想される大きな変化やリスクを見据えた課題への対応を適切かつ着実に実行する。

- ① 民需主導の持続的な経済成長が未だ確実となっていない中で、世界経済の成長率の低下等により企業収益が悪化すると税収の回復も遅れる可能性がある。財政健全化は着実、かつ景気を腰折れさせることのないようなペースと機動性をもって行う。
- ② 需給ギャップが縮小する中、600兆円経済を実現するためには、サプライサイドの強化が不可欠である。生産性革命、人づくり革命などに経常的に必要となる予算は当初予算に計上し、重点的に取り組むとともに、中長期の視点に立ち、将来の成長の基盤となり豊かな国民生活を実現する波及効果の大きな投資プロジェクトを計画的に実施する。成長と分配の好循環拡大に向け、可処分所得の拡大、企業の設備・研究・人材への継続的な投資拡大等に向けた取組を推進する。
- ③ 広く国民各層の意識改革や行動変容につながる取組¹⁷⁰により、(i) 公的部門の効率性向上、公的ストック¹⁷¹や内部留保等の有効活用、不足する人材の最適配置を促すこと等により潜在成長力を強化し、(ii) 需要面では、公共サービスの質や水準を低下させることなく、また、新たなサービスの創出により、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出の抑制を実現する。
- ④ 大規模な自然災害や国際的な金融危機等の外的ショックへの財政の対応力を早急に回復させる観点からも、2020年代に予想される変化を見据え、あるべき将来像からバ

¹⁷⁰ 前向きな行動の変化を促すための、「インセンティブ改革」、「見える化」、「先進・優良事例の横展開等」、「公的サービスの産業化」、「技術革新を活用した業務イノベーション」の取組。

¹⁷¹ 社会資本、土地、情報等。

ックキャストしながら改革を先取りしていく。

- ⑤ 主要分野ごとの重要課題への対応、歳出改革等に向けた取組の加速・拡大を通して、目標の確実な達成につなげていく。2018年度から改革に取り組むとともに、その取組を毎年度の予算編成及び関係する全ての計画、基本方針、制度改革等に反映させる。このため、本基本方針を踏まえて、改革工程表を改定し、新たな改革工程表を2018年末までに示す。

(2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

(財政健全化目標)

財政健全化目標の設定に当たっては、歳出面・歳入面でのこれまでの取組を緩めることなく、これまで以上に取組の幅を広げ、質を高める必要がある。

中長期の経済財政に関する試算（以下「中長期試算」という。）¹⁷²で示された成長実現ケースの下、着実な収支改善を実現することにより、2024年度のP B黒字化が視野に入る¹⁷³。

しかしながら、今後、景気回復が鈍化する可能性や社会保障関係費の増大も想定される。必要な場合には、景気を腰折れさせないよう機動的に対応し、経済成長を確実に実現する対応を取る必要がある。また、団塊世代が75歳に入り始めるまでに、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要がある。

このため、財政健全化目標については、

- 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたP B黒字化を目指す。
- 同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

(目標達成に向けたシナリオのポイント)

- ① 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組（第2章）を通じて潜在成長率を引き上げるとともに、消費税率引上げ等に伴う需要変動をしっかりと乗り越える。2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するための日本銀行の政策運営の継続もあり、デフレマインドの払拭が期待される。これらを通じて、実質2%程度、名目3%程度を上回る成長を実現することが財政健全化に必要である。ただし、世界貿易の縮小や金融資本市場への影響など保護主義が持つリスク要因に留意する。

¹⁷² 2018年1月23日内閣府公表。

¹⁷³ 安倍政権下においてP B赤字対GDP比の半減目標を達成した2015年度までのP B改善度合は年平均0.46%ポイント程度（対2012年度、2014年4月の消費税率引上げによる改善分を除く）。この改善ペースが仮に継続すると想定した場合、2017年度のP B対GDP比の実績見込み3.4%の赤字から、2024年度までの7年間で、2019年10月に予定されている消費税率引上げによる改善分（0.4%ポイント）とあわせて累計3.6%ポイント程度改善し、2024年度のP B対GDP比は0.2%程度の黒字となる。

- ② 費用対効果など客観的データに基づく予算のメリハリ付け¹⁷⁴、予算の質の更なる向上を図る。また、価格を直接抑制する取組は今後も進めつつ、賃金・物価の上昇が見込まれる中にあっては、歳出改革は、行動変容の横展開等を通じて改革を加速・拡大する取組に重点化する。こうした取組に優先順位をつけて予算を組むとともに、これまで以上のペースと範囲で実行するためのコンセンサス作りを進める。
- ③ 社会保障関係費の増加圧力が高まる中、社会保障の質を高めつつムダを省き、全世代型の給付と負担のバランスの取れた社会保障制度の構築に向け、構造改革を進めていくことは、財政健全化にも大きく貢献する。
- ④ 追加的な歳出増加要因については、必要不可欠なものとするとともに、適切な安定財源を確保する。また、一定期間内の追加的な歳出増加要因については、引き続き、資産売却等を含めた財源を確保し、財政規律を堅持する。PBの改善に向けて、当初予算のみならず、補正予算も一体として歳出改革の取組を進める。

(社会保障改革を軸とする「基盤強化期間」の設定)

2025年度のPB黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護のサービス供給体制の適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠である。2020、2021年度は75歳に入る高齢者の伸びが鈍化するが、2022年からは団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費の急増が見込まれる。それまでの2019年度～2021年度を「基盤強化期間」と位置付け、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行う。社会保障制度の持続可能性確保が景気を下支えし、持続的な経済成長の実現を後押しする点にも留意する。

(財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組み)

全ての個別歳出項目について聖域なく見直しを行い、経済再生と財政健全化の両立を図る。財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるため、基盤強化期間内に編成される予算については、以下の目安に沿った予算編成を行う。ただし、社会保障は高齢化による增加分が年によって異なることなどを考慮し、各年度の歳出については一律ではなく柔軟に対応する。

- ① 社会保障関係費については、再生計画において、2020年度に向けてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、2019年度以降、その方針を2021年度まで継続する¹⁷⁵。

消費税率引上げとあわせ行う増（これまで定められていた社会保障の充実、「新

¹⁷⁴ 予算を組み替え、効果の高い予算を増やす一方で効果の低い予算を減らす。

¹⁷⁵ 高齢化による増加分は人口構造の変化に伴う変動分及び年金スライド分からなることとされており、人口構造の変化に伴う変動分については当該年度における高齢者数の伸びの見込みを踏まえた増加分、年金スライド分については実績をそれぞれ反映することとする。これにより、これまで3年間と同様の歳出改革努力を継続する。

しい経済政策パッケージ」¹⁷⁶で示された「教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保」及び「社会保障4経費に係る公経済負担）については、別途考慮する。

なお、2022年度以降については、団塊世代が75歳に入り始め、社会保障関係費が急増することを踏まえ、こうした高齢化要因を反映するとともに、人口減少要因、経済・物価動向、社会保障を取り巻く状況等を総合的に勘案して検討する。

- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、安倍内閣のこれまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

なお、真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増¹⁷⁷を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する。

(中間指標の設定)

財政健全化目標の達成に向けた取組の進捗状況を確認するために、直近の2017年度実績を起点とし、2025年度のP B黒字化目標年度までの中間年である2021年度に中間指標を設定し、進捗を管理するためのメルクマールとする。P B赤字の対GDP比については、2017年度からの実質的な半減値（1.5%程度）¹⁷⁸とする。債務残高の対GDP比については、180%台前半、財政収支赤字の対GDP比については、3%以下とする¹⁷⁹。

(計画実現に向けた今後の取組)

責任をもって経済財政運営を行うために、取組の進捗等についてのレビューを行う。

全世代型社会保障制度を着実に構築していくため、総合的な議論を進め、期間内から順次実行に移せるよう、2020年度に、それまでの社会保障改革を中心とした進捗状況をレビューし、「経済財政運営と改革の基本方針」において、給付と負担の在り方を含め社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、早期に改革の具体化を進める。

経済・財政一体改革の進捗については、新計画の中間時点（2021年度）において評価を行い、2025年度P B黒字化実現に向け、その後の歳出・歳入改革の取組に反映する。

¹⁷⁶ 「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）

¹⁷⁷ 例としては、国際観光旅客税・森林環境税（仮称）の創設。

¹⁷⁸ 消費税率引き上げによる改善（0.4%）を除き、2025年度の黒字化に至る中間年度（2021年度）に形式的に半減した水準。

¹⁷⁹ 債務残高対GDP比の2017年度実績見込みは189%程度（中長期試算の公債等残高対GDP比の水準）。なお、債務残高対GDP比の安定的な引き下げのためには、財政収支赤字の対GDP比（2017年度実績見込みは4.8%程度）の着実な改善が必要。EUでは財政収支赤字対GDP比3%を過剰な財政収支赤字の発生を防止するためのメルクマールとしている。

改革の進捗管理、点検、評価については、経済財政諮問会議において実施する。また、内閣府は、中長期試算において、定期的に実績との乖離を分析する。

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

(1) 社会保障

(基本的考え方)

社会保障は歳出改革の重点分野である。社会構造の変化に的確に対応し、持続可能な社会保障制度の確立を目指すことで、国民が将来にわたる生活に安心感と見通しを持って人生設計を行い、多様な形で社会参加できる、質の高い社会を実現する。こうした取組により、社会保障制度が経済成長を支える基盤となり、消費や投資の活性化にもつながる。同時に、社会保障制度の効率化を通じて、国民負担の増加の抑制と社会保障制度の安定の両立を図る。

再生計画の改革工程表の全44項目を着実に推進する。行動変容等を通じた医療・介護の無駄の排除と効率化の徹底、高齢化・人口減少を見据えた地域のサービス体制の整備等の取組を加速・拡大する。給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を確実に図りつつ、エビデンスに基づく費用対効果を踏まえながら、健康寿命を延伸し社会の活力を維持するとともに、人手不足の中でのサービス確保に向けた医療・介護等の分野における生産性向上を図るために取組を進める。

基盤強化期間の重点課題は、高齢化・人口減少や医療の高度化を踏まえ、総合的かつ重点的に取り組むべき政策を取りまとめ、期間内から工程化、制度改革を含め実行に移していくこと及び一般会計における社会保障関係費の伸びを、財政健全化目標と毎年度の予算編成を結び付けるための仕組みに沿ったものとすることである。

こうした取組に向け、2040年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有し、国民的議論を喚起することが重要であり、受療率や生産性の動向、支え手の減少や医療技術の高度化の進展等を踏まえた具体的な将来見通しを関係府省が連携して示す。あわせて、予防¹⁸⁰・健康づくり等による受療率の低下や生産性向上の実現に向けて、具体的な目標とそれにつながる各施策のKPIを掲げ推進する。

これらの取組を通じて、全世代型の社会保障制度を構築し、世界に冠たる国民皆保険・皆年金の維持、そして次世代への継承を目指す。

(予防・健康づくりの推進)

高齢者をはじめとして多様な就労・社会参加を促進し、社会全体の活力を維持していく基盤として、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指す。

糖尿病等の生活習慣病や透析の原因にもなる慢性腎臓病及び認知症の予防に重点的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に関して、県・国民健康保険団体連

¹⁸⁰ 疾病予防、重症化予防をいう。

合会・医師会等が連携して進める埼玉県の取組など、先進・優良事例の横展開の加速に向けて今後3年間で徹底して取り組む。胃がんをはじめとする感染も原因となるがんの検診の在り方を含め、内容を不斷に見直しつつ、^{すい}肺がんをはじめとする早期診断が困難ながんを含めて早期発見と早期治療につなげる。傷病休暇の導入や活用の促進により、がんの治療と就労を両立させる。日本健康会議について、都道府県レベルでも開催の促進など、多様な主体の連携により無関心層や健診の機会が少ない層を含めた予防・健康づくりを社会全体で推進する。医療・介護制度において、データの整備・分析を進め、保険者機能を強化するとともに、科学的根拠に基づき施策を重点化しつつ、予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度を整備する。

認知症に関する研究開発を重点的に推進するとともに、認知症予防に関する先進・優良事例を収集・横展開する。新オレンジプラン¹⁸¹の実現等により、認知症の容態¹⁸²に応じた適時・適切な医療・介護等が提供されるよう、循環型ネットワークにおける認知症疾患医療センターの司令塔としての機能を引き続き強化し、相談機能の確立等や地域包括支援センター等との連携を進めることを通じ、地域包括ケアシステムの整備を推進する。認知症の人が尊厳を保持しつつ暮らすことのできる共助の地域社会を構築する。

高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策¹⁸³や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県等と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。また、フレイル対策にも資する新たな食事基準の活用を図るとともに、事業所、地方自治体等の多様な主体が参加した国民全体の健康づくりの取組を各地域において一層推進する。さらに、健康増進の観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙対策を徹底する。口腔の健康は全身の健康にもつながることから、生涯を通じた歯科健診の充実、入院患者や要介護者をはじめとする国民に対する口腔機能管理の推進など歯科口腔保健の充実や、地域における医科歯科連携の構築など歯科保健医療の充実に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。アレルギー疾患対策基本指針¹⁸⁴に基づき、アレルギー疾患の重症化の予防や症状の軽減に向けた対策を推進する。

このほか、セルフメディケーションを進めていく中で、地域住民にとって身近な存在として、健康の維持・増進に関する相談や一般用医薬品等を適切に供給し、助言を行う機能を持った健康サポート薬局の取組を促進する。

¹⁸¹ 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（平成29年7月5日改訂）

¹⁸² 肺炎等の身体合併症も含む。

¹⁸³ フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置付けられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいリスク状態を意味し、運動、口腔、栄養等に係る指導等の適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能とされている。

¹⁸⁴ 「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年3月21日厚生労働省告示第76号）

(生涯現役、在宅での看取り等)

働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度¹⁸⁵の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。また、既存の施策を含め地方自治体への財政的インセンティブを活用し、元気で働く意欲のある高齢者を介護・保育等の専門職の周辺業務において育成・雇用する取組を全国に展開する。子ども・子育てについて、全世代型社会保障の実現に向けて充実・強化を図る中においても、効果的・効率的な支援していくことが重要であり、優先順位付けも含めた見直しを行う。

人生の節目で、人生の最終段階における医療・ケアの在り方等について本人・家族・医療者等が十分話し合うプロセス¹⁸⁶を全国展開するため、関係団体を巻き込んだ取組や周知¹⁸⁷を行うとともに、本人の意思を関係者が隨時確認できる仕組みの構築を推進する。また、住み慣れた場所での在宅看取りの先進・優良事例を分析し、その横展開を図る。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、引き続き、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、引き続き、相談・治療体制の整備や民間団体への支援等に取り組む。

(医療・介護提供体制の効率化とこれに向けた都道府県の取組の支援)

地域医療構想の実現に向けた個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針について、昨年度に続いて集中的な検討を促し、2018年度中の策定を促進する。公立・公的医療機関については、地域の医療需要等を踏まえつつ、地域の民間医療機関では担うことができない高度急性期・急性期医療や不採算部門、過疎地等の医療提供等を重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編・統合の議論を進める。このような自主的な取組による病床の機能分化・連携が進まない場合には、都道府県知事がその役割を適切に発揮できるよう、権限の在り方について、速やかに関係審議会等において検討を進める。病床の転換や介護医療院への移行などが着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討するとともに、病床のダウンサイ징支援の追加の方策を検討する。高額医療機器について、共同利用の一層の推進など効率的な配置を促進する方策を講じる。また、これに伴う稼動率の向上を促進する方策を検討する。

¹⁸⁵ 被用者保険の更なる適用拡大。

¹⁸⁶ ACP (Advance Care Planning) と呼ぶ。

¹⁸⁷ ACPに関し、国民になじみやすい名称の一般公募・選定や、人生の最終段階における医療・ケアについて考える日の設定等を想定。

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。また、医師の働き方改革について、地域医療の提供への影響等を検証しながら、検討を進める。

一人当たり医療費の地域差半減、一人当たり介護費の地域差縮減に向けて、国とともに都道府県が積極的な役割を果たしつつ、地域別の取組や成果について進歩管理・見える化を行うとともに、進歩の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、更なる対応を検討する。国保財政の健全化に向け、法定外繰入の解消など先進事例を後押しするとともに横展開を図り、受益と負担の見える化を進める。高齢者の医療の確保に関する法律¹⁸⁸第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討する。

レセプト情報を活用し、本人同意の下、医師や薬剤師が投薬歴等を閲覧できる仕組みの構築や、診療報酬での評価等により、多剤投与の適正化を引き続き推進する。介護保険の財政的インセンティブの評価指標による評価結果を公表し、取組状況の「見える化」や改善を進めるとともに、第8期介護保険事業計画期間における調整交付金の活用方策について、改正介護保険法¹⁸⁹による新たな交付金による保険者の取組の達成状況や評価指標の運用状況等も踏まえ、保険者間の所得水準の差等を調整するための重要な機能を担っていること等に留意しつつ、第7期期間中に地方公共団体関係者の意見も踏まえつつ、具体的な方法等について検討し、結論を得る。

新たな地域別の将来人口推計の下での大都市や地方圏での医療・介護提供に係る広域化等の地域間連携を促進する。

(医療・介護サービスの生産性向上)

テクノロジーの活用等により、2040年時点において必要とされるサービスが適切に確保される水準の医療・介護サービスの生産性の向上を目指す。

予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進し、サービスの質と効率性を高めていく。産業医・産業保健機能の強化や健康経営を支えるサービスの活用促進を図りつつ、企業が保険者との連携を通じて健康経営を促進し、予防・健康づくりの推進における先進・優良事例の全国展開を図る。また、診療報酬や介護報酬においては、適正化・効率化を推進しつつ、安定的に質の高いサービスが提供されるよう、ADL¹⁹⁰の改善等アウトカムに基づく支払いの導入等を引き続き進めていく。

データヘルス改革を推進し、被保険者番号の個人単位化とオンライン資格確認を導

¹⁸⁸ 「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）

¹⁸⁹ 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）

¹⁹⁰ 日常生活動作（Activity of Daily Living）。食事、更衣、排泄、入浴、移動などの日常の動作を指す。

入するとともに、「保健医療データプラットフォーム」について、2020年度の本格運用開始を目指し取り組む。クリニカル・イノベーション・ネットワークとPMDAの医療情報データベース（MID-NET）を連携させ、治験・臨床研究や医薬品の開発、安全対策等に活用する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

人口減少の中にあって少ない人手で効率的に医療・介護・福祉サービスが提供できるよう、AIの実装に向けた取組の推進、ケアの内容等のデータを収集・分析するデータベースの構築、ロボット・IoT・AI・センサーの活用を図る。また、診療能力向上のための卒前・卒後の一貫した医師養成過程を整備するとともに、総合診療医の養成を促進する。従事者の業務分担の見直し・効率的な配置、介護助手・保育補助者など多様な人材の活用、事業所マネジメントの改革等を推進する。介護の経営の大規模化・協働化により人材や資源を有効に活用する。

（見える化、技術革新を活用した業務イノベーション、先進・優良事例の横展開等）

保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用、戦略的な情報発信などによる後押しにより、先進・優良事例の横展開を促進する。

国保の普通調整交付金について、所得調整機能を維持しながら、医療費適正化のインセンティブを効かせる観点から、地域差に関する調整・配分の在り方の検証を進め、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度の円滑な運営に配慮しつつ、速やかに関係者間で見直しを検討¹⁹¹する。

科学的介護を推進し、栄養改善を含め自立支援・重度化防止等に向けた介護の普及等を推進する。特に、自立支援・重度化防止等に資するAIも活用した科学的なケアプランの実用化に向けた取組を推進するとともに、ケアマネジャーの質の向上の観点から、その業務の在り方を検討する。

認知症、がんゲノム医療等の社会的課題解決に資する研究開発や実装に向けて、既存施策との整合性を図りつつ、政府において優先順位を付け、それを基に予算を重点的に配分するとともに中長期の事業規模を明らかにして推進する。

（医薬品等に係る改革等）

「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」¹⁹²に基づき、国民負担の軽減と医療の質の向上に取り組むとともに、医薬品産業を高い創薬力を持つ産業構造に転換する。バイオ医薬品の研究開発の推進を図るとともに、バイオシミラーについては、「経済財政運営と改革の基本方針2017」¹⁹³を踏まえ、有効性・安全性等への理解を得ながら研

¹⁹¹ 加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準に配分すべきとの意見や、普通調整交付金が担う地方団体間の所得調整機能は大変重要であるとの意見等があることを踏まえつつ検討を行う。

¹⁹² 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（平成28年12月20日内閣官房長官・経済財政政策担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣決定）

¹⁹³ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）

究開発・普及を推進するなど医薬品産業の国際競争力強化に向けた取組を着実に推進する。費用対効果評価については本格実施に向けてその具体的な内容を引き続き検討し、2018年度中に結論を得る。毎年薬価調査・毎年薬価改定に関しては、2019年度¹⁹⁴、2020年度¹⁹⁵においては、全品目の薬価改定を行うとともに、2021年度¹⁹⁶における薬価改定の対象範囲について、この間の市場実勢価格の推移、薬価差の状況、医薬品卸・医療機関・薬局等の経営への影響等を把握した上で、2020年中にこれらを総合的に勘案して、決定する。また、2020年度の薬価改定に向けて、新薬創出等加算対象品目を比較薬とする場合の薬価算定の見直し、効能追加等による革新性・有用性の評価、長期収載品の段階的な価格引下げまでの期間の在り方等について、所要の措置を検討する。患者本位の医薬分業を実現し、地域において薬局が効果的・効率的にその役割を果たすことができるよう、調剤報酬の在り方について引き続き検討する。また、高齢者への多剤投与対策、生活習慣病治療薬の費用面も含めた適正な処方の在り方については引き続き検討を進める。後発医薬品の使用促進についても引き続き取り組む。

(負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、自助と共助の役割分担の再構築)

高齢化や現役世代の急減という人口構造の変動の中でも、国民皆保険を持続可能な制度としていく必要がある。勤労世代の高齢者医療への負担状況にも配慮しつつ、必要な保険給付をできるだけ効率的に提供しながら、自助、共助、公助の範囲についても見直していく必要がある。

高齢者医療制度や介護制度において、所得のみならず資産の保有状況を適切に評価しつつ、「能力」に応じた負担を求めるなどを検討する。団塊世代が後期高齢者入りするまでに、世代間の公平性や制度の持続性確保の観点から、後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。介護のケアプラン作成、多床室室料、介護の軽度者への生活援助サービスについて、給付の在り方を検討する。年金受給者の就労が増加する中、医療・介護における「現役並み所得」の判断基準¹⁹⁷を現役との均衡の観点から見直しを検討する。

新規医薬品や医療技術の保険収載等に際して、費用対効果や財政影響などの経済性評価や保険外併用療養の活用などを検討する。医療技術評価の在り方について調査・研究・検討を推進するとともに、そのための人材育成・データ集積・分析を推進する。薬剤自己負担の引上げについて、市販品と医療用医薬品との間の価格のバランス、医薬品の適正使用の促進等の観点を踏まえつつ、対象範囲を含め幅広い観点から、引き続き関係審議会において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。病院・診療所の機能分化・機能連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、外来

¹⁹⁴ 2019年度は、消費税率引上げが予定されている年度。

¹⁹⁵ 2020年度は、2年に1度の薬価改定が行われる年度。

¹⁹⁶ 2021年度は、最初の薬価改定年度（2年に1度の薬価改定の間の年度）。

¹⁹⁷ 収入520万円要件等。

受診時等の定額負担導入を検討する。

医療費については、これまでも、その水準を診療報酬改定等によって決定するとともに、その負担について、隨時、保険料・患者負担・公費の見直し等を組み合わせて調整してきたところ。支え手の中核を担う勤労世代が減少しその負担能力が低下する中で、改革に関する国民的理解を形成する観点から保険給付率（保険料・公費負担）と患者負担率のバランス等を定期的に見える化しつつ、診療報酬とともに保険料・公費負担、患者負担について総合的な対応を検討する。

（2）社会資本整備等

（基本的考え方）

生産性の向上等のストック効果を最大限発揮するための予算の重点化、効率を追求した事業実施等を通じて歳出の効率化を進めるとともに、地域生活に不可欠なインフラの維持を図りつつ、立地適正化等、人口減少に応じて合理化・効率化を進める。また、中長期的な視点に立ち、経済成長や豊かな暮らしの礎となる政策・プロジェクトを全国各地域で戦略的に展開し、将来世代に質の高いストックを引き継ぐ。

財政制約の下、予算の重点化に加え、公的資産や民間資金の有効活用など新たな投資財源を確保しつつ、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。また、事業採択・執行に当たっては、平準化や計画的な取組を進めるとともに、インフラ維持管理に当たって早期発見・予防保全を徹底する。

賃金・物価の上昇、人手不足といったマクロ経済環境の見通しの下で、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応し、安定的な成長軌道に乗せていく。

今後、高度成長期に大規模に整備されたインフラが老朽化することから、予防保全に基づくメンテナンスサイクルを確立・徹底し、ライフサイクルコストを低減するとともに、集約化・複合化等、PPP/PFI、新技術の開発・社会実装、情報基盤の整備等あらゆる面から戦略的な取組を推進する。

こうした取組を通じて、ワイスペンディングを一層強化する。

（公共投資における徹底した効率化と担い手確保）

公共工事の施工時期について、消費税率引上げ等に伴う需要変動に対応するとともに、年度を通じた平準化の取組¹⁹⁸推進に向け、数値目標の設定等を促し、こうした取組によって、人材の確保、稼働率の改善を推進するとともに、コスト低下の実態を国及び地方の積算単価に段階的に反映する。

建設現場の生産性を2025年度までに2割向上を目指し、i-Constructionを推進するとともに、官民研究開発投資拡大プログラム等を活用しつつ、インフラデータプラッ

¹⁹⁸ 債務負担行為の活用、地域単位で国・地方自治体の発注見通しの統合等。

トフォームの構築やデータのオープン化・3次元化、デジタルデータ化¹⁹⁹の徹底、大学や企業等と連携したオープンイノベーションによるロボット、AI等の先進技術の実装を進める。こうした新技術の活用により、コスト削減を含め、公共事業の効率化を実現する。

また、インフラメンテナンス国民会議等を通じて、新技術の優良事例の全国展開を図るほか、インフラ維持管理業務の効率化に向けた取組方針を明らかにし、既存の計画に反映する。また、各府省等と連携し、社会資本情報プラットフォームを充実させるとともに、既存インフラの有効活用やソフト対策を推進する。

あわせて、中長期的に現場の担い手を確保するため、社会保険加入対策や適切な賃金水準の確保、週休2日制の実現、長時間労働の是正などの働き方改革等を進める。

(重点プロジェクトの明確化と官民資金の重点化、ストック効果最大化)

2020年のインバウンド目標(4000万人)の先を見据えた供給能力増強等の受入環境整備、ストック効果の高い国際競争力の強化や国土強靭化、防災・減災等の分野で重点的に取り組むプロジェクトを明確化し、財政投融資も含め官民資金を重点化する環境を計画的に整備する。既存インフラの有効活用やソフト対策によりストック効果を最大化するとともに、厳格な費用便益分析を行うなど定量的・客観的データに基づきP D C Aを回す。

(PPP/PFIの推進)

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「未来投資戦略2018」及び「PPP/PFI推進アクションプラン」²⁰⁰に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。

地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策²⁰¹を講ずる。特に、上下水道においては、効率的な整備・管理及び経営の持続可能性を確保するため、各地方自治体の経営状況の地域差を「見える化」し、広域化や共同化、コンセッションをはじめとする多様なPPP/PFIの導入、ICT活用等を重点的に推進する。また、赤字空港の経営自立化を目指し、運営権対価の最大化を図りつつ、地方管理空港を含め原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。

人口20万人以上の地方公共団体における実効ある優先的検討の運用をはじめとするPPP/PFIの実施支援に加え、人口20万人未満の地方公共団体が容易に取り組めるよう、年内に改革工程を具体化する。公的不動産についてPPP/PFIの利活用

¹⁹⁹ 国管理の河川で実施しているペーパーレス・タブレット端末対応の全国展開、国・地方のインフラ点検台帳のデジタル化等。

²⁰⁰ 「PPP/PFI推進アクションプラン（平成30年改定版）」（平成30年6月15日民間資金等活用事業推進会議決定）

²⁰¹ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正PFI法）」（平成30年6月13日成立）に基づく施策の利活用促進に加え、柔軟性や実効性のあるPPP/PFI手法の開発や優良事例の横展開等。

拡大を通じてキャッシュフロー化、維持管理コストの削減等を図る。

(コンパクト・プラス・ネットワークの推進)

立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。モデル都市の形成・横展開、府省庁横断的な支援の重点化、大幅に人口が減少する地方自治体への計画策定の働きかけ等を通じ、包括的に進める。

都市計画道路を見直す際の課題や対応策を手引に取りまとめ、横展開を図る。オープンデータ化等による都市計画に関するデータの利用環境の充実、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化等を推進する。

(公的ストックの適正化)

長寿命化を徹底し、地方の単独事業も含め、効率的・効果的に老朽化に対応するとともに、各地方の実情に応じたコンパクト・プラス・ネットワークの考え方等に基づき公共施設の統廃合を推進する。長寿命化等による効率化の効果も含め、できる限り早期に、インフラ所管省は、中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表する。また、地方公共団体への更新費用試算ソフトの提供等を含め、技術的・財政的支援を通じて、地方公共団体が3年以内に長寿命化等による効率化効果を示すよう促す。

「公共施設等総合管理計画」の「見える化」について、公営企業施設に係る記載などを含め、その内容を充実させる。「個別施設計画」の策定率の低い分野については、関係府省が、ガイドラインの策定、交付金等における計画の策定要件化等により、実効的な計画策定を支援する。また、地方公共団体ごとの計画策定状況や長寿命化等の対策の有無等を「見える化」し、先進・優良事例の横展開を行う。「個別施設計画」を踏まえ、2021年度までに「公共施設等総合管理計画」の見直し・充実を進める。

(人口減少時代に対応した制度等の抜本見直し)

人口減少時代を見据え、国際競争力のあるインフラへの重点化、生活インフラの集約・統合、大都市における医療介護施設不足、過疎地の公共交通対策等の課題への対応等、制度改革の全体像を描き、着実に取組を推進する。また、都市・まちの生産性向上に向けたインフラや土地等を面的に再生する仕組みを強化する。空き家・空き地の流通・利活用²⁰²に向け、地方自治体・不動産団体等の先進的取組や活用・除却への支援、情報の充実等を促進する。社会資本整備の分野についても、受益者負担に基づく財源対策についても検討を行う。

所有者不明土地等について、基本方針²⁰³等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所

²⁰² 住宅セーフティネットの一環として、空き家を若者・子育て世代向けの住宅として活用することを含む。

²⁰³ 「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）

有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。変則的な登記²⁰⁴の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指すとともに、必要となる体制を速やかに整備する。また、遺言書保管制度の円滑な導入、登記所備付地図の整備などの取組を進めるとともに、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。

(3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等

(基本的考え方)

地方創生の推進や東京一極集中の是正により、東京から地方への人・モノ・金の流れを促進することで、個性と活力ある地域経済に再生し、同時に、次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくことが重要である。このため、2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む²⁰⁵。

具体的には、少子化・人口減少の中にある、地方歳出についても、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債等の債務の償還に取り組み、国・地方を合わせたPB黒字化につなげる。

また、歳出効率化等に頑張る地方自治体を支援するとともに、「見える化」の推進等を通じて、改革意欲を高め、効果の高い先進・優良事例の横展開を後押しする。同時に、業務のデジタル化・標準化・広域化等を後押しする。

今後の社会保障関係費の増加圧力の拡大、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要の増加、地域間の税源偏在といった課題に対処し、地方自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるよう、地方行財政の持続可能性向上に向けて取り組む。

人口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、上記の観点から地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める。

(持続的な地方行財政制度の構築)

人口減少・高齢化の下、社会保障給付と負担の推計、学校施設や上下水道をはじめとするインフラ維持更新費の中長期見通し等も踏まえ、地方単独事業を含め、医療・

²⁰⁴ 表題部所有者の氏名・住所が正常に記載されていない登記

²⁰⁵ 地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠であり、地方公共団体における運用の実態等を踏まえ、各省が連携して制度改革を進める。

介護、教育や子ども・子育て、ライフラインを維持するインフラ等に係る経費や制度的な課題について、関係府省が連携し、今後の動向を検証し、必要な対応策を検討する。

行政コストの効率化に向け、全ての行政分野において、多様な広域連携を推進する。また、人口規模が小さく、行財政能力の限られる地方自治体と周辺の中核的な都市や都道府県との間の連携・補完に係る制度の活用等を推進する。地方公共団体の実情に応じ、市町村合併の進捗状況が地域ごとに異なることを踏まえ、現行の合併特例法²⁰⁶が平成31年度末に期限を迎えることへの対応を検討するとともに、公共サービスの広域化・共同化の取組を着実に推進する。

地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方の実情を踏まえて補助金の自由度を高めるほか、地方交付税について改革努力等に応じた配分の強化について検討する。基準財政需要額の在り方を含め、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討する。また、地方の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進する。

地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

(地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革)

頑張る地方の取組を支援する仕組みの強化の観点から、地方交付税に関し、まち・ひと・しごと創生事業費について、地方創生の取組の成果の実現具合に応じた算定へのシフトを進める²⁰⁷。重点課題対応分に関連する諸施策について、地方公共団体による前年度までの取組の成果を把握・見える化し、翌年度以降の施策の在り方について検討した上で、所要の措置を講じる。

先進的な業務改革の取組等の拡大を図りつつ、地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握する。窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書等の拡充・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の2019年度の導入を視野に入れて検討する。その際、業務改革は、より質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供していくために行うものであることに留意する。地方創生推進交付金について、各事業及び事業全体の効果を検証して効果向上を図る。地方公共団体の改革意欲を損ねないようにしつつ、業務改革の取組等の成果を、地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎へ適切に反映する。

²⁰⁶ 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）

²⁰⁷ 人口減少等特別対策事業費において地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」を反映した配分を5割以上とすることを目指す。

(公営企業・第三セクター等の経営抜本改革)

公営企業の広域化、連携、再編・統合など経営の抜本改革を加速する。公営企業の経営戦略の策定及びP D C A等を通じて、更新費用や料金、繰出基準外の繰出金を含めた他会計からの繰入状況等の収入・支出や、管理者の情報の「見える化」や、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用といった抜本的な改革等を推進する。あわせて、総務省は改革の進捗や成果の定量的把握を強力に進め、公営企業の一層の経営基盤の強化とマネジメントの向上を促す。下水道・簡易水道については、新たなロードマップを明確化し、人口3万人未満の団体における公営企業会計の適用を一層促進する。第三セクター等については、財政的リスク状況を踏まえ、各地方公共団体における経営健全化の方針の策定・公表を推進する。

水道・下水道について、広域化・共同化の推進を含め、持続的経営を確保する方策等を検討し、具体的な方針を年内に策定する。先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、多様なP P P / P F Iの導入や広域化・連携を促進する。また、公立病院について、再編・ネットワーク化を推進する。

(国・地方の行政効率化、IT化と業務改革)

自治体行政の様々な分野²⁰⁸で、団体間比較を行いながら、関係府省が連携してI TやA I等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築し、業務手法の標準化・コスト縮減を進める。あわせて、地方自治体における先進的な取組について、K P Iを掲げて全国に広げていく。また、自治体クラウドの一層の推進に向け、各団体はクラウド導入等の計画を策定し、国は進歩を管理する。I T人材の更なる確保・育成を取り組む。

行政手続コストの削減に向けて、国と歩調を合わせ、地方公共団体による許認可・補助金の手続簡素化、書式・様式の統一について、関係府省が連携し、取組を促進する方策を具体化するとともに、行政手続における添付書類を一括して撤廃するための取組を着実に推進する。また、デジタル化・オンライン化に積極的に取り組む地方自治体への支援を進める。

戸籍事務などの公共性の高い分野におけるマイナンバー制度の利活用を進めるとともに、情報連携対象事務の拡充を行う。マイナンバーカードについて、これを利用した医療保険のオンライン資格確認の2020年度からの本格運用や公的個人認証の民間部門における活用・普及促進に向けた取組を着実に進めるなど、ロードマップに基づく官民の取組を強力に推進し、進捗状況を点検・評価する。

(見える化、先進・優良事例の横展開)

地方財政計画と決算について、よりわかりやすく比較が可能となるよう、基盤強化期間中に、地方財政計画上の各歳入・歳出項目と決算との差額及び対応関係について

²⁰⁸ 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護給付事務、保育所入所審査等。

見える化する。また、地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する。地方自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針に関し、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう検討し、一覧化を目指す。

統一的基準による地方公会計について、固定資産台帳や出資金明細等の整備等、比較可能な形で情報公開の徹底・拡充を促進するなど、資産管理向上への活用を推進する。また、国庫支出金のパフォーマンス指標を設定・見える化し、配分のメリハリ付けを促進する。

同規模の類似団体における経費水準の比較など、見える化されたデータを活用し、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行い、業務改革等を促進する。

（4）文教・科学技術等

（基本的考え方）

全ての子どもたちが必要な力を身に付け、その質を持続発展させていくとともに、少子化や施設老朽化等の中長期的展望の下、外部人材等の多様なリソースを活用しながら、頑張る教育機関が報われる仕組みの拡充などメリハリをつけた予算配分を行う。

世界最高水準の「イノベーション国家創造」に向けて、官民研究開発投資の拡大を目指す。政府研究開発投資について、新計画との整合性を確保しつつ、対GDP比1%にすることを目指し所要の規模の予算が確保されるよう努めるとともに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする。

少子化の進展を踏まえた予算の効率化、イノベーション創出による歳出効率化等、エビデンスに基づくP D C Aサイクルの徹底を基本として、以下の改革を進める。

（少子化の進展を踏まえた予算の効率化、教育の質の向上等）

少子化の進展や厳しい財政状況等の中での教育の質の向上を図るため、教育政策の実証研究を踏まえた予算の裏付けのある公立小中学校の教職員定数の中期見通しを策定するとともに、学校における働き方改革に向け、英語・プログラミング等の分野での特別免許状教員等の外部人材の拡充、部活動における外部人材や民間機関の活用など学校と地域の連携・協働を進める。また、学校施設について先進・優良事例の横展開を含め長寿命化に向けた施設計画策定や学校統合、廃校施設の活用促進に一体的に取り組むとともに、学校事務の共同実施、教育の情報化等について、K P Iを掲げ工程化して推進する。

教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化、客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善を図る。大学への財政支援について、改革の取組や教育成果に応じてメリハリ

付けを強化し、頑張る大学の取組を後押しする。国立大学法人運営費交付金等について、P D C Aの確立、学内配分や使途等の「見える化」、戦略的な配分割合の増加を進めるとともに、私学助成について、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化を図る。学生への就学支援においては、教育の質が保証され、社会のニーズがある大学等を対象に、支援が必要な学生に適切な支援を重点的・効率的に行う。私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう、財政支援等の徹底した見える化、教育成果に応じたメリハリ付けに向け、文科省、総務省が地方自治体との連携を強化する。

(イノベーション創出による歳出効率化等)

国民の生活の質の向上、歳出効率化を通じた国民負担の軽減に向け、官民を挙げて社会的課題解決等に資する研究開発を推進するとともに、政府事業・制度等のイノベーション化を進める。予算を効果的に執行する観点から大型研究施設の最大限の産学官共用を図るとともに、民間投資の誘発効果が高い大型研究施設について官民共同等の新たな仕組みで推進する。

(エビデンスに基づくP D C Aサイクルの徹底)

「第3期教育振興基本計画」に基づき、幼児教育から高等教育、社会人教育までライフステージを通じた教育政策全体について、国・都道府県・市町村それぞれの権限を踏まえつつエビデンスに基づく実効性のあるP D C Aサイクルを確立する。文部科学省及び地方自治体においては、コストや成果を含む関連データの徹底的な見える化、全国学力・学習状況調査など自治体所有データの幅広い研究者による利用の円滑化を進める。文部科学省においては、関係府省と連携しつつ、教育政策全般にわたる実証研究の設計や分析結果の検証を行う体制の構築、ロジックモデルの構築による政策目標と施策との関係の合理的設計等を進める。

科学技術分野においても、予算のエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、E B P M化を進め、予算の質の向上を図る。

以上の主要歳出分野のほか、全ての歳出分野において、類似事業の整理・統合や重複排除の徹底、事業の効率化など、聖域なく改革を進める。

(5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

(基本的考え方)

デフレ脱却・経済再生を加速することにより、経済成長を実現し、税収増をより確実なものとする。また、公共サービスの産業化等を進め、経済活動に占める民間シェア向上による課税ベースの拡大等を通じた新たな税収増を生み出す。

急速な少子高齢化、働き方の変化など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたる見直しを進める。また、真に必要な財政需要の増加に対応するための歳入改革努力²⁰⁹について、今後歳出改革を進める中で考慮する。

(税制改革)

個人所得課税や資産課税について、働き方改革や人生100年時代を見据え、再分配機能の向上や働き方の多様化への対応、格差の固定化防止等の観点から、累次の改正の効果も見極めつつ、引き続き丁寧に検討を進める。

企業に対し、これまで進めてきた成長志向の法人税改革の活用等により、賃上げや生産性向上への取組を促すとともに、租税特別措置について、毎年度、適用状況や政策効果を見極めながら必要な見直しを行う。

国際協調を通じた「B E P Sプロジェクト」の勧告の着実な実施を通じて、グローバルな経済活動の構造変化及び多国籍企業の活動実態に即した国際課税制度の再構築を進めていく。あわせて、税務当局間の情報交換を一層推進する。

ICTの更なる活用等を通じて、納税者が簡便・正確に申告等を行うことができるよう納税環境の利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する。グローバル化やICT化が急速に進展する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

(資産・債務の圧縮等)

国・地方が保有する資産（特別会計等を含む）については、引き続き、地域と連携した国公有地の有効活用を推進するとともに、不要な資産については売却等に努める。売却収入は、債務の償還や災害復旧等に有效地に活用する。

5. 岁出改革等に向けた取組の加速・拡大

行動変容に働きかける取組を加速・拡大する観点から、成果をより定量的に把握できる形に改革工程表のKPIを見直すとともに、こうした取組への予算の重点配分、見える化や効果的な情報発信・選択肢の提示などによる後押しの強化²¹⁰を進めていく。取組の進捗状況を踏まえた評価・見える化を行い、各省庁の予算要求に反映することとともに、予算編成過程において政策効果に基づいたメリハリのある予算に組み替える。

²⁰⁹ 例としては、国際観光旅客税・森林環境税（仮称）の創設

²¹⁰ 例えば、ナッジ（Nudge）と呼ばれる手法は、個人の選択の自由を阻害することなく、各自がより良い選択を行うよう、情報発信や選択肢の提示の方法を工夫するもので、政策分野においても応用されている。

各府省は、全ての歳出分野において行政事業レビューを徹底的に実施するとともに、EBPMを推進し、人材の確保・育成と必要なデータ収集等を通じて、予算の質の向上と効果検証に取り組む。あわせて、国民の満足度、生活の質の向上が実現されるよう、満足度・生活の質を示す指標群を構築するとともに、各分野のKPIに関連する指標を盛り込む。

(インセンティブ改革)

改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行う仕組み²¹¹について、思い切った導入・拡大を進めていく。保険者における予防・健康づくり等の分野におけるインセンティブ改革の取組の全国的な横展開を進めるとともに、更なるインセンティブの仕組みの強化²¹²を進める。多様・包括的な公民連携（PPP）を推進し、サービスの質と効率性を高めるとともに、成功報酬型を含め、地方自治体に取組を促すインセンティブを導入する。関係府省において、様々なモデル実証事業の実施とともに、評価指標の標準化、成果の共有等を行う。

(見える化)

見える化は歳出改革の推進力である。費用対効果や取組状況について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分析を行うなど、見える化するとともに、地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくよう、戦略的な情報発信を行うことにより、改革を後押しする。また、例えば上位3分の1の水準をターゲット指標とするなど、改革努力の目標としても活用する。さらに、経済・財政と暮らしの指標・見える化データベースについて、地方公共団体の類型化やデータの標準化・充実等を進め、類似団体間の比較を推進する。

各分野において、標準化された包括的データプラットフォームの構築を進めることなどにより、客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立する。

また、必要となる人員等のリソースの計画的確保等を含め統計改革²¹³を推進し、政府統計の一体性と信頼性の向上等統計の改善を進めるとともに、地方公共団体を含む社会全体としての統計リテラシーを高める。

(先進・優良事例の横展開等)

先進的な分野について各府省庁が実施しているモデル事業について、歳出効率化効果、経済効果等を定量的に把握し、評価・公表する²¹⁴とともに、効果が高いものについて、所管府省庁が責任を持って戦略的に全国展開を進め、その状況をフォローアップ

²¹¹ 保険者努力支援交付金、まち・ひと・しごと創生事業費、国立大学法人運営費交付金における機能強化促進分等や、生活習慣病を中心とした重症化予防、健康づくり等の取組。

²¹² 保険者努力支援制度の評価指標への追加、国保の普通調整交付金の見直しの検討、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みの早急な試行的導入等。

²¹³ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）等に基づく。

²¹⁴ 効果の量化や公表が困難なものについては、その理由についての説明責任を果たす。

する。また、地方自治体が実施するモデル事業も同様に効果の把握・評価・公表・横展開を促進する。

先進的な予防・健康づくりの事例等の全国展開に向け、事例の具体的な実行プロセスの提示、課題解決のポイント分析・費用対効果等の定量的分析、類似団体間の比較可能性の確保などの取組により、情報の質を高める。また、成果が必ずしも上がっていらない取組の背景にある阻害要因を取り除く。効果的な情報発信や選択肢の提示などを活用した取組の横展開を推進する。

(技術革新を活用した業務イノベーション)

必要な公的サービスの質を維持しつつ効率化を図るため、技術革新の成果を行政サービス、行政事務のあらゆる分野に取り入れる。2020年度までの旗艦プロジェクト²¹⁵の徹底的な推進など行政手続の電子化の徹底等により、行政手続コスト²¹⁶を2割以上削減するとともに、統計の作成・報告・利用の負担を2割削減するなど、統計分野の業務の効率化の取組を徹底する。

技術革新の導入に向け、地方自治体ごとに異なる書類や収集データ、無記名化への対応の違いなどの課題の解消のため、関係府省、地方自治体等が連携し、広域的にサービスや手続等の標準化を進めることを基本原則とし、標準化が困難なものについてはその理由についての説明責任を果たすこととする。

(公的サービスの産業化)

官民連携の下、データヘルスの取組、PPP/PFI、地方行政サービスの民間委託等の公的サービスの産業化の取組を加速・拡大する。

スケールメリットの拡大による民間事業者の参入を促すため、複数自治体や公営企業間等での多様な地域間連携やアウトソーシング等の促進などの環境整備を進める。また、民間参入や民間の業務運営に関する規制の改革を進める。

ワンストップ窓口や助言等を通じたノウハウ面での地方自治体の支援、課題や先行事例等の蓄積された専門知識の類型化・見える化や横展開、関係府省主導による業務手法の標準化等を促進する。

(既存資源・資本の有効活用等による歳出改革)

既存資源・資本の有効活用等により、財政が厳しい中にあっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現する。

²¹⁵ 国民の利便性を高めるとともに、我が国のビジネス環境を改善し、事業者の生産性向上を図るために、引越し・死亡・相続、従業員に関する社会保険・税・法人設立の各分野について、関係手続のワンストップ化等を行う取組。

²¹⁶ 「規制改革実施計画」（平成30年6月15日閣議決定）及び「生産性を阻害する行政手続の簡素化－手続・システム－」（平成30年1月11日中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議）を踏まえて取り組む。

受益者負担にも配慮しつつ、電波利用料収入やコンセッション収入など²¹⁷を増加させる方策を検討し、これらの収入により確保した財源を、将来必要となる投資等に有効活用するとともに、P D C Aを構築し、しっかり評価する。また、生産性向上、観光促進等のため、交通需要調整のための料金施策の検討を推進する。国立大学法人や国立研究開発法人等による研究開発に当たっては、民間企業との連携や寄附金の受入れを進める。

官民ファンドについては、政策的観点からの有効性や収益見通し等を監督官庁及び出資者において不断に確認しつつ、民業補完にも配慮した適切な支援決定、K P Iの設定等を通じ、より効率的かつ効果的な活用を進める。あわせて、ファンド・機関の統合による業務の効率化等を通じた収益構造の改善を推進するとともに、使用見込みの低い政府出資金及び剰余金については遅滞なく国庫納付・配当等を行う。

(公共調達の改革)

防衛調達に関して、実効的な防衛力を整備し費用対効果の更なる向上を図るため、装備品単価の不断かつ徹底した低減、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善、まとめ買い・民生品利用等による調達手法の工夫、外国製装備品の調達における価格の透明性確保と精査及び技術移転の促進、新規後年度負担の適切な管理といった調達改革等を通じて防衛予算の一層の効率化・合理化を徹底する。

中小・ベンチャー企業を含む先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進めるとともに、先進技術等を公共事業や社会保障事業等の政府事業・制度等に取り込むことにより、社会実装の後押しや歳出の効率化を図る。

²¹⁷ 空港にかかる民間からのコンセッション収入、文化財収入、スタジアム・アリーナ収入など。

第4章 当面の経済財政運営と2019年度予算編成に向けた考え方

我が国経済は、企業部門の改善が家計部門に広がり、好循環が進展する中で緩やかに回復しており、今後も、海外経済の回復が続く下で、各種政策の効果もあいまって、雇用・所得環境が更に改善し、民需を中心とした景気回復が期待される。ただし、先行きのリスクとして、通商問題の動向を含む海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響等には留意する必要がある。

政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指す。2019年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期す。

日本銀行には、2%の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、目標をできるだけ早期に実現することを期待する。

(当面の予算編成の基本的考え方)

- ① 前回2014年4月の消費税率の引上げの経験も踏まえ、2019年10月1日における消費税率引上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、歳出改革の取組を継続するとの方針とは別途、臨時・特別の措置を2019・2020年度当初予算において、講ずることとする。その具体的な内容については、2019年10月1日に予定されている消費税率引上げの需要変動に対する影響の程度や経済状況等を踏まえ、各年度の予算編成過程において検討する。
- ② 2019年度予算は、新計画における社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度として、社会保障関係費や非社会保障関係費等について歳出改革の取組を継続するとの方針に沿った予算編成を行う。
- ③ 無駄な予算を排除するとともに、真に必要な施策に予算が重点配分されるよう、厳格な優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする。